

第 1 1 回愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会 会議録

開催日時	平成22年2月4日（木） 午前9時00分～午後12時15分											
開催場所	愛荘町役場 愛知川庁舎 3階 第1委員会室											
傍聴人												
出席者	富野	村木	道明	藤沢	山田	藤田	松浦	山本雅	外川	近藤	前川	
	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	
	山本拓	野々村	森野	西澤		事務局	細江	西川	青木			
	○	×	○	○			○	○	○			
議 事	<ul style="list-style-type: none"> ●委員長あいさつ ●協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例（案）全体（後半）について (2) 前文（案）について (3) 意見交換 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 町長あいさつ 											

○**細江総務主監** それでは、皆さん、おはようございます。

早朝から寒い中、またそれぞれお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。前回、こちらの方で皆さん方の意見でまとめさせていただいた内容について、約半分ぐらいまとめさせていただきました。残り半分と、あと前文というようなところでございますけれども、前回、この回がもう最終回というようなことで、時間は関係なくしてというような話でございましたけれども、それぞれのご意見を賜りながら、まとめていただきますように、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

この前のときに、道明さん、それから野々村委員は午前中だけ欠席というようなことでございます。藤沢さんはちょっと連絡がとれていませんけれども遅れて、松浦さんも遅れて来られるかなというようなことで、ただいまからはじめさせていただきたいと思っております。皆さん、よろしくお願いを申し上げます。では、先生よろしくお願いをいたします。

○**富野委員長** 皆さん、おはようございます。

今日は30分早く、皆さんにお願いをいたしました。私もがんばって、ちょっと早起きして、今日はできれば、できればということはどうしても、最終のところまで、皆さまのご意見をいただき、なおかつ前文をまとめあげていただきたいと、このように思っております。今までの中で、いろいろな議論がでておりますけれども、私どものこの委員会は、最初の細かい文面まで決めきってしまうものではございませんので、主要な意見の取り

まとめと、あと多少細かい字句については、当然のことながら事務局にお願いしたいという前提で、今日も最後のとりまとめをしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、いいですか。それでは、前回の引き続きの部分がございますので、どこまでいったのでしたか。

○細江総務主監 前回の資料の5ページからになりますけれども。

○富野委員長 そうですね、事業者のところまでいったのでしたか。

○細江総務主監 第6章の町民と事業者のところからです。

○富野委員長 ここは、まだ議論していなかったですか。ここは少し議論したよね。そうですね、わかりました。

それでは、第6章でよろしいのでしょうか、19条のところ、間違いなかったですか。確か情報のところをやったように思います。第18条まで確かいきましたよね。申し訳ありません。じゃあ、たぶん私の記憶に間違いなければ、19条からです、ここからはじめていきたいと思います。それでは、読み上げさせていただきます。

第6章 町民と事業者ということで、町民の権利と責務で、19条 町民は、法令（条例を含む。以下同じ。）に定められた権利を有するとともに、町政に関し、情報を知り、参画（政策の立案、実施、評価その他の各段階において主体的にかかわり、行動し、意見を述べることをいう。以下同じ。）する権利を有する。

2 町民は、法令に定められた義務を有するとともに、町政に参画する場合にあっては、自らの行動に責任を持たなければならない。

この2項目でございますけれども、これは、町民の皆さんが、この町において、いろいろな生活・行動するときに、どのようなことを権利として認められ、そして、それとともに、どのような事項を守っていただかなければいけないかということの規定したところでございますので、最初の方が権利、2項目が責務です、こういう表現になります。これについていかがでしょうか。

このかつこの中は、本文に書くかどうかと、このところがちょっとどうするかということがあります。あんまり条例でかつこ書きというのはなくて、この文は解釈によるのか、そういうところで書いてもいいのですけれども、どうでしょうか。念のために、本文に載せますか。一般的に言うと、法令等と書いておいて、解釈のところ、法令のところ、条例を含むと書いてもよろしいのですけれども。

それから、「参画」ですよね、これも参画の中身を、意味を言っているわけですから、本文に書くのは多少どうかというところがございますけれども、どうでしょうか。特

に参画は、これは定義のところですね。こういうことを意味していますよということですから、これはやっぱり定義の方へ入れるのか、あるいは別途、解釈の仕方のところへ入れるか、よろしいと思います。もし、それでよろしければ、下の方のかっこは、まず落とさせていただくと。上の方はどうでしょうか。特に積極的に入れたいというご意見がありますでしょうか、逆に。

もしなければ、できるだけかっこは基本とさせていただくということで、進めさせていただきます。必要があれば、解釈のところでは定義や内容を書くというふうにさせていただきます。

それじゃあ、条文そのものは、これでよろしいですか。多少これは難しい。いいのですけれども、「町政に参画する場合にあっては、自らの行動に責任を持たなければならない」とって、何を意味しているのかというのは、少し不明なのです。つまり、逆に町政に参画する場合だけ、そうであればいいのかというふうに思えるし、例えば、参画という場合、こういう場合いろいろ、参加という場合もあるし、参画という場合もあるし、協働という場合もあります。だから、社会に対していろいろな行動をするときに、参画というふうに書いてしまうと、それで、「じゃあそれだけなの」というのになってしまう可能性もあると。

○山田委員 「町政に参画…」を、抜いたらいいのと違いますか。

○富野委員長 義務を有するとともに、自らの行動に責任を持たなければならない。こう、すっきりとしてしまう、どうでしょうか。ただ、これもちょっと問題があって、条例や法律用語が個人の行動自体を直接規制するのかという問題があるのです。つまり、社会との関係を得ていろいろなことをしてきて、その社会との関係の中で、条例というのは、そういうふうに社会環境を規定するものですので、自分自身はちゃんと正しく、清く正しくいなさいということまで言ってしまったら、これは倫理規範なのですね、ちょっとだからそこらは多少微妙なところですよ。

ですから、「地域社会において活動する場合」とか、「地域社会に関する行動について」とか、なにかそういうふうな、少し参画はせませざるので、何かそういうことが必要かと思うのですけれども。

具体的に、これはどういうことを意味しているのかなということがありますがけれども。責任を持たない行動って、具体的に言うと、どういう行動なのだろうという、よくこういう条項があるのです、自治基本条例には。

でも、精神規定ですから、じゃあどうしましょう。「義務を有するとともに、社会的活動について」とか、少しそういう広い範囲のとらえ方で、少しこの部分は書きなおしたらどうでしょうか。何か、特にこの書き方についてご提案ありますか。細かい表現は別として、いわゆる参画だけがない社会的活動についての表現だということ、事務局に

お任せしてよろしいですか。

(はいの声)

それと、もう1つ、この法令を、法令のままにしておくのか、法令等にしておくのかという問題があります。上と下の両方ともです。なぜかと言うと、法令というふうにすべてを書いてしまうと、それこそ、解釈を読んで、条例を含むとわざわざ書かなきゃいけないのですけれども、法令等にしておけば、要するに条例も含むということになりますので、ここでは法令等にしておいた方がよろしいのではないかと思います。それでよろしいですか。

(はいの声)

あんまり細かいことを言ってもしょうがないのですけれども。それじゃあ、19条はその程度にしておきましょう。これは特にご意見ありますか。はい、それじゃあ、これはそうします。

その次、事業者の権利と責務です。20条 事業者は、前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動において環境との調和を図り、公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行う責務を有する。

これについてはいかがでしょうか。要するに、権利義務については法令等に従い、地域社会における活動について、自ら責任ある行動をしてくださいということ、プラス地域社会の一員として事業活動では環境とちゃんと調和を図ってくださいと、公益的な活動にもちゃんと参加してくださいと、これは健全な事業活動をやってくださいということでもあります。

これについては、特にご意見はありますか。ないですね、これはよろしいようです。

では、第7章にいきます。町の責務です。まちづくりの姿勢、第21条 町は、愛荘町の持続的発展のために適切かつ効率的な運営を推進することにより、町民(※1)福祉の向上に努めなければならない。

※1って、何でしたか。

○山本雅委員 これは、町民とはどの範囲を指すのかというのが、前のBグループの場合、我々は、このページの下に解釈で書いていたのですね。それが今残っているというだけです。

○富野委員長 じゃあ、ずっと読ませいただきます。

2 町は、町づくり推進にあたり、自立した町運営の理念のもとに、健全な財政運営と計画的事業の実施に努めなければならない。

3 町は、町民、町民団体、自治組織等の運営に関し、発展に寄与する施策を講じるとともに、その自主性及び自立性を損なう恐れのある介入又は関与をしてはならない。

4 町は、町民、町民団体、自治組織等の活動が有意義であるとみなせた時は、その団体を法人格と同等と認定することができる。

この4項目であります。まず、第1項ですけれども、ここだけ、町民になっているのですよね。ほかのところは、町民、町民団体、自治組織等に皆なっています。なぜ、ここは町民になっているかと言うと、いわゆる福祉に関することであるかです。直接教育を受けたり、その影響を受けるのは個人のレベルになりますので。

そこで、その町民というのは、どの町民を指すのかということで、※をつけて、表記するのかどうかということでもあります。※の主旨は、住所を有するものだけという限定設定でしたっけ。

○山本雅委員 これは、町内で働いている人も含んでいたと思います。

○富野委員長 そうすると、定義のところの町民とずれがないということですか。

○山本雅委員 住民および町内で働く人、学ぶ人を示すというふうに。

○富野委員長 それでは、定義のところに載っていますので、これはこのまま町民で、かっこなしでいったらいかがでしょうか。

○山本雅委員 はい、そうします。

○富野委員長 つまり、単に住所を有する者だけではなくて、この町に関係する人をできるだけ、広くとってやるということです。まず、これはそれでよろしいですね。

第2項はどうでしょうか。要するに、財政を健全化することと、事業を実施するについては、計画的にやらなきゃいけないと。これはどこの条例でも、本当に一般的なことで当然のことですので、一応確認事項としてということですが、よろしいですか。

(はいの声)

3番目ですね。これは、「町民、町民団体、自治組織等の運営に関し、発展に寄与する施策を講じるとともに、その自主性…」要するに、各団体は、個人の社会的活動については、育成する方をやってくださいと、過剰な介入をしてはいけませんよということですね。これについてはいかがでしょうか。

ここに、こういう項目があるということは、そのあとも、こういうための施策を具体的に講じるということですから、例えば、条例をつくったり、あるいは、その他の具体的な施策を具体的に、例えば、総合計画にきちんと盛り込むとか、そういうことになってくるわけですが、それはそれでよろしいですね。はい、特にこれはご意見ないでよろしいでしょうか。

(はいの声)

その次です。これはちょっと、なかなかおもしろい規定です。それらの「活動が有意義であるとみなせた時は、その団体を法人格と同等と認定することができる。」と。これは、なかなかユニークなところですね。というのは、ここまで条例に書き込むというと、かなり強い思いがこもっているということになります。それで、例えば、参加条例とか、あるいは協働型のまちづくり条例ということで、この自治基本条例ではなくて、そういうところに直接的に、こういう法人格をみなすということで書き込むことが多いのです。基本条例そのものには書き込むということは、これを完全にやりなさいということになりますので、それで確認させていただいてよろしいですね、かなり強い思いがこもっているということになりますので、そういうことでよろしいですか。

(はいの声)

これは言葉づかいとして、「有意義であるとみなせた時」って、これはちょっと何か少し整理が必要ですね。「意義を認定したときは」とか、ということで、よろしいでしょうか。まずは認定するという行為をするための仕組みが必要です、これは、読み方としてはですね。その仕組みの中で、正式に町が認定したものについては、具体的に、それは法人格と同等に扱うということで、つまり基本的に言うと、NPO法人とかそういう団体と同等に扱うということでもありますので、この部分は、最近民法改正で少しいろいろNPOの位置付けとか、それから社団法人の位置付けが変わってきていますので、それを含めて一応だいじょうぶだと、事務局はそれについてどうでしょうか。

○細江総務主監 なかなか理解が難しいと思います。

○富野委員長 そうですか。理念としてはわかりますよね。要するに、NPO法とか、ああいうところに適合しなくても、あるいは、そういう手続きをやらなくても、実質的にこのまちのためにがんばってくれているところは、やっぱりきちんと町としては、積極的に取り上げて、要するに、NPO法人と同じような扱いをしましょうという主旨ですよ。

ですから、それ自体、例えば、こういうふうになります。例えば、公益的な事業、福祉活動とか、関係とか、いろいろな活動をするときに、委託契約を結べるかどうかという問題がありますね。一般的に、行政は法人格を持っている団体については、比較的やりやすいわけですよ。でも、法人格を持っていないところは、責任は誰が取るかというと、実はその団体の代表者しか取れないのです。代表者個人と契約になります。もし、何か問題が起きたときに、その個人が責任を負うという形になるのです。

だから、だいたい自治体というのは、そういう法人格を持たない団体と契約するのは嫌がるわけです。つまり、逆に言うと、そういう法人格を持たない団体には、いろいろな事業を委託したり、いろいろな契約をして、いろいろな仕事をやってもらったり、い

うことを嫌がるわけですがけれども、ここではあえて、いや、そういうことはしませんよと。

つまり、個人代表の団体であっても、それはNPO、いわゆる法人格をもったNPOと同じように、仕事の協力関係とか、補助金とか、委託とか、そういうことをやりますよという、そういう意味になりますから。そういう意味でよろしいですね。私があえて言うのは、あとで実際にそういうことをやるときに、困らないかなということなのですからけれども、だいじょうぶですね。

○**細江総務主監** 町民というところに？ 町民団体、自治組織等とかというのはスーッと入りますけれども、町民、町民の活動というとなってくるのかな。

○**富野委員長** これは逆に言うと、今、町民団体と言っても、要するに法人格を持っていないければ個人なのですよね、契約的には。そういう意味では同じことになります。

○**細江総務主監** 同じことですか。

○**富野委員長** ただ、もし紛らわしいとお考えになるのだったら、団体の活動についてのみ、それをやるのだと言ってもいいのですけれども、ただ、団体というのをどういうふうに認定するかということが、逆にまた出てくるわけです。具体的にはなかなか難しいことがちょっといろいろあるのです。

○**細江総務主監** これをつくって、そうしたら、次にいろいろな条例に影響してくると思うのです。

○**富野委員長** もちろん、そうです。契約とかは特にですね。

○**細江総務主監** そういうのをどういうふうにしていったらいいのかというのがピンとこないですね、なかなか思い浮かばないのですが。

○**富野委員長** たぶん、できないことではなくて、ほかの自治体でもそういうことを具体的に、個別条例で指定してやっているところはあるのです。ですから、それ自体は別に行政的に違法につながることはないのです。ただ、具体的なところでは、今までの契約のやり方とか、要するに補助金の出し方とか、かなり見直さなければいけないことがあるので、それを先にやればいいのですけれども、ただ、けっこうやっかいですよというだけなのです。

ここに書くと、やっぱり必ずやりますよということになりますから。いや、なかなか

先進的で私はいいと実は思っているのですけれども。ただ、確認だけですけれども。たぶん、ここまで書いた条例というのは珍しいのですよね。皆さんの思いがこもっている部分でしょうから、別に私はこれはいかんとか、違法性などそういうことは全然ありませんので、よろしいのですけれども、確認だけです。

○**森野委員** 前のBグループのとき、この行のところはなかったような気がします。

○**富野委員長** なかったですか。わかりません。事務局、どうでしょうか。何か、どっかに。

○**細江総務主監** 最終、Bグループの方から出してもらったのを、そのまま、もうこちら手を加えず、そのままです。11月の協議です。

○**富野委員長** そうですか。自治基本条例のおもしろいところは、こういうところなのですね。やっぱりそれぞれの町で、ここを強調しておきたいという、こういうところが大事だから、ちゃんと書いておきたいというのが出てきますから、そうところがある自体、全然悪いことじゃないのです。

○**山本雅委員** これが我々書いたもので、これで今のこの資料でいきますと、次のページの8章の第27条に相對するのです。27条で、「町民は、地域社会における良好な自然的、社会的、及び歴史的環境の維持及び増進のために共同活動を行う組織をつくり、町が行う事業の計画の計画・実施をおこなうことができると共に、その運営の支援を受けることができる。」と、こういう権利があるので、逆に、こっちが町の責務としては今の21条の第4項のこれが主となってくると。

○**富野委員長** それを合わしていると思いますよ、それはそうですけれども。

ちょっとB班の方で、それを確認してもらって、ちょっとこれは保留にしておきます。いずれにしろ、確かに対話しています。確かに。ですから、具体的にそれでいいかどうかという確認だけなのです。

これは、あとで確認していただいたのを、もう1回報告していただいて、もし確認ができなければ、じゃあこれを皆さんで議論して、入れるかどうかだけ判断するようにしますか。要するに、B班としては出していたの。

○**西沢委員** 私はB班じゃないのですけれども、この資料の中に、この文言が出てこないの、ちょっとわからなかったのです。

○富野委員長 B班の方、どうですか。これは議論された？

○山本雅委員 これはしました。

○富野委員長 じゃあ一応B班としては、されているようですから。要するに、別に私は、これを消極的な意味で言っているのじゃなくて、先進的なところなので、それなりにそういう思いがこもっているという確認で、必ずやっぱり町にやってもらいたい、やるべきであるという意味であるということで、よろしいですよ、ということ、いただきます。それじゃ、この文については、ちょっと「有意義であるとみなせた時」というところ、少し事務的に整理した文にさせていただくと、こういうことで進めさせていただきます。

その次、22条、倫理規範の確立です。読みます。町は、町民の信頼に応え、法令を順守し、運用しなければならない。

2 町は、違法な手段による要求、公平性を損なう不当な要求に応じてはならない。また、その旨の要求があった場合は、組織として対応しなければならない。

3 町職員は、議員もしくは上司から職務上明らかに違法または不当な要求を受けたと判断したときは、その命令・指示に従ってはならない。

3項目あります。これは、いわゆるコンプライアンスと言われている部分です。最近、非常に重要な部分です。まず第1に、第1項、「町は、町民の信頼に応え、法令」をこれも「法令等」にした方がいいと思うのですけれども。と言うのは、例えば、内規とかそういうものがあります。これも当然なくて、内規であっても、場合によって、そういった意味でそういうことはありませんし、条例も含まれますので、一応法令等にしていただいた方がいいと思います。ほかに何か第1項については、ご意見ありますか。これは当然ですよ。

2番目です。2番、3番は少し中身がありますので、これは「違法な手段による要求、公平性を損なう不当な要求に応じてはならない」、まず、最初は要するに、違法な手段、あるいは公平性を損なう不当な要求ということで、このような行政に対して、いろいろな外部から加えられる圧力であったり、あるいはいろいろな要求、あってはならない要求、これに対して応じてはいけない。

で、その次が大事なのです。また、「その旨の要求があった場合は、組織として対応しなければならない」、これは私が市長をやっている、よく経験したことなのですけれども、やっぱり職員個人が抱え込んで悩んでしまうという、そういうケースが多々ありまして、今後のいろいろな自治体で、その大規模なものは大阪市の非常にまずいケースですよ。そういうことについては、やはり個人で対応させるのじゃなくて、組織全体として受け止めて、組織としてきちんと対応してくださいと。これは職員を守っていく規定です。職員を守り、なおかつ行政を守ると、公正性をです。この文は非常に重要なと

ころですね。これは2項めです。これはどうでしょうか。

具体的に言うと、例えば、入札に関して、よくある、愛荘町にはないと思いますけれども、議員さんが、職員にちょっと事前に少し何か、この業者を入れてくれとか、例えば、そういう影響があったとしますね、これは明らかに不当な要求です。それに対して、例えば、課長さんが議員には借りがあるからなとか言って、そういうことがあって、もし入れた場合、それは職員に言うてくるから、きっとあるわけですね。職員が、やっぱり課長には言えないからとか、自分で抱え込んでやって、それをするりと滑り込ませてしまうと。例えば、課長の知らないところでやると、そういうことがあってはいけません。もし、そういうことがあったら、ちゃんと課長に報告して、課長も、課長独自の判断ではなくて、要するに行政全体としての規則やそういうものに沿って、きちんと議員さんに対しても、これこれこういうことなので、できませんと。あるいは、議員さんはそういうことは少ないと思いますけれども、むしろ、悪質な業者とか、その他圧力を加えて何かをやらせようとするとか、実際にいろいろなことがあるわけですね。特に、開発行為とかそういうことが非常に多いのです。

そういうことで、職員のみなが非常に悩んだり、大変な状況がいろいろありますので、不正につながるわけでありますけれども、これは、はっきりと組織として、受けとめなさいということです。これは、最近の非常に重要なコンセプトですね。

その次です。今度は職員の方です。「職員は、議員もしくは上司から職務上明らかに違法または不当な要求を受けたと判断したときは、その命令・指示に従ってはならない」、これは、要するに発生を防ぐ、不正な行為の発生を防ぐために、上から言われても、もし職員自身が、これはちょっとまずいねということがあったら、それに従ってはならないと。従った場合には、上司も当然それを発覚した場合、処罰されますけれども、それにちゃんと従ってしまった職員も処罰されると。だから、私は処罰されるのですから、困りますからやめてくださいと、そういうことを言えるようにするということです。

これは最近少しずつ普及してきている考え方です。いわゆる不服従、服従してはならないという不服従規定という部分ですけれども、これは、いわゆる不正の予防に非常に効果的だというふうに言われているわけです。これについて、3項目ありますけれども、これもなかなか、まだ今ようやく条例に少しずつ入ってきている段階、新しい条項です。どうでしょうか。特に問題がありますか。よろしいですか。

(はいの声)

それじゃあ、そういうことで、その3項目は、このままの内容ということですね。

その次に、議会の責務であります。23条 議会は町民の意思が町政に反映され、適切な町政運営が行われるよう、町民と歩調を共にしなければならない。

2 議会は、町民活動を活性化するため、その活動内容をすべて公開しなければならない。

これは、議会そのものの責務です。第1項目は、町民と歩調を合わせていきなさいと、

この中身はどういうことになるかは、例えば、議会基本条例があれば、そこについてこの部分を明確に、もう少し詳しく、どのような形で町民と歩調を合わせるかということをやっていただくものです。例えば、議会は議会基本条例をおつくりになるかどうかは、また議会の判断ですから、つくらなきゃいけないというふうには、ここには書いてありません。具体的に、その歩調なり、共にするために何をするかというのは、議会の判断ですけれども、任されるのですけれども、しかし、議会全体としては、そういう責務と、こういうことです。

この「町民と歩調を共にする」ということですが、なかなか、こういうのは条例にはあまり書いていない言葉なので、このままでいいですか。それとも、もう少し言葉を整理しますか。

歩調を共にするというのは、具体的にはどういうことを意味しているのですかね。これは多少、もしかしたら問題があるかもしれないのは、じゃあ、町民の皆さんが反対することを議会はやっちゃいけないというふうに読めるのかということなのです。非常に難しいのですが、議会や町というのは、住民の皆さんから選ばれて、住民の皆さんの代表です。だから、当然のことながら、基本的には町民の皆さんの意見に従わなければいけないわけです。しかし、町民の皆さんが言っているから、全部やらなきゃいけないのかと言ったら、あるいは、町民の皆さんが言っていることをそのままやったらどうなるかという問題があるわけですね。

そういうことで、例えば、具体的に消費税とか、そういう場合に考えてみるとよくわかるのですが、消費税というのは、だいたい国民の大多数が反対します。でも、国の財政が、世帯の税制の流れをみて、やっぱり国家としては、そういう制度がどうしても必要だということがあり得ますね。そういう場合はあり得るのですね。そういうときに、世論調査では反対だし、実際意見を一人ひとり聞いたら「いやだ」と言うに決まっていることでも、やっぱり政治として、行政として、国、国家百年の計を考えて、やらなきゃいけないということはあるのですね。それは政治の難しいところなのですが、そういうことについて、この歩調を合わせてということは、どういうふうに思われるかという問題があるわけです。

だから、普通書くのは、「町民の福祉の実現のために」とか、少しそういうところ、もうちょっと余地があるような書き方を実はするのですが、ただそれが、町民の皆さんが見ていないと、議会が何するかわからんんじゃないかと、こういう方もいらっしゃるわけですから。

○山本雅委員 歩調を共にするということは、必ずしも意見を同じ方向にしか進まないということではないと思うのですよね。ある1つのことに関して、ディスカッションする、右の考えもあれば左の考えもあるけれども、それに関して一緒に考えるということは、それ自身が歩調を共にしているということで、私は解釈できると思うのですが。

○**富野委員長** そうですね。ちょっと歩調に共にするというニュアンスが少しきついのじゃないかなという感じがしますが、もうちょっと町民の皆さんの意思を、場所なんかをちゃんと受けて、進行を議論しつつやっていきましょうという意味だと思うのです。そこからあたり何かもう少しいい表現があるといいのですがね。

○**山田委員** いずれにしても、議会制の民主主義だから、町民の大多数が賛成であっても、この町で言えば、議会の議員さんの何人かの意見で反対になることはあり得るということだから、そういうところがうまく、歩調が合う、少し言葉を変えてでも。

○**富野委員長** そうですね、やっぱり、町民の皆さんの代表機関ということは、町民の皆さんの意思をまず代表制、そこは基本ですから。

○**山田委員** 大事にしないとあかんと。議会制民主主義のためにも、反対の方向にいつている場合もありますわね。

○**富野委員長** 例えば、町民の意思を適切に反映しなければならないとか、そういう言い方じゃまずいですか。

○**山本拓委員** 意思を反映というよりは、広く住民の意見を聞くと言った方が説明しやすいのと違いますか。

○**富野委員長** そうですね、そこまで緩めてしまうと、今度は、「じゃあ、聞いてお終いかい」っていう話になってくるとかがあって。

○**山本拓委員** たかがってつけますか。

○**富野委員長** 要するに、今のやっぱり町の問題というのは、なかなか町民の意識がうまく議会が受け止めてくれないのじゃないかと、町民の皆さんの思いもあるのですよね。議員さんの公務や思いは別として、町民の皆さんの枠組みとか、なにかうまくつながっていないような感じがする。そこをつなげてほしいみたいな、そういう思いがあるのだと思うのです。こういう歩調を合わせてということが出てくるということは、だから、もう少し聞くというだけではなくて。

○**山本拓委員** そうすると、反映するが一番いいかなと。

○**富野委員長** それについては、適切に反映するみたいですね。両方から見てグレーゾーンみたいな話になってしまうのですけれども。どうですか、議員のご経験から言うと。

○**藤田委員** 結局、議員さんは、住民のニーズに応えなければならないということなので、すよね、おそらくは。歩調を合わせるって何かちょっと言葉が、歩調って合わさなければ自分が積極的に動けないのかと、そういうように解釈できる。住民側が、まあ言ったら自分がこれはいいという積極的に、この施策はいいと思って自分が思っているのに、まったく違う方が、それは違うのだと言われたら、こっちが合わせなければいかん。だから、そこのところは議員としての責務が逆に問われてくると思う。だから、議員は、積極的に住民の町民のニーズに応えるようにしなければならないということですよ。その文章ができるといいのですが。

○**富野委員長** そうですね。えっと。結局。

○**山田委員** だから、今先生が言われた意見を反映するように努力しなければならないと。

○**藤田委員** 積極的に住民の意見を行政に反映していかなければならないということ、でしょう。

○**富野委員長** 2つ、ここに書いてあるのです。1つは、町政に対して適切な町政ができればいい、監視・チェックをしなさいと、こういうことが1つです。これは、適切な町政運営が行われるという、この部分です。

それから、住民の皆さんと議会との関係がその次に出てきて、町民と歩調という言葉になっているわけです。その部分で、どうかということですから、今おっしゃったように、やっぱり住民の皆さんの意見をきちんと聞いて、それを具体的に反映させると、

○**藤田委員** そう、そういう意味です。

○**富野委員長** そういう判断はしてくださいねと、公開してくださいねということで、どうでしょう、そのあたりはどうですか。よろしいですか。

代表民主主義とか、議会制民主主義の基本的なところで、どうですか。歩調を合わせるというのは、なかなかきつい表現なのです。主旨はよくわかりますので、そういうことでどうでしょうか。

○**山本雅委員** まとめると、どういう文章ですか。

○**富野委員長** 適切な町政が行われるよう、町民の意思を適切に、適切が多いな、町民の意思を。でも、意外に、町民の意思が行政に反映されと先に書いてありますよね。だとしたら、「議会は町民の意思が町政に、適切に反映され、健全な町政運営が行われるよう、努めなければならない」とか、そういうことでどうですか。何となく書いてしまって。適切にと。もう1回申し上げます。「議会は町民の意思が適切に町政に反映され、健全な町政運営が行われるよう、努めなければならない。」それでいかがでしょうか。はい、それじゃあそういうことで、もしあとで、またご意見あれば。

2項は、「議会は、町民活動を活性化するため、その活動内容をすべて公開しなければならない」と。この「すべて」という言葉は、また何を意味しているかということは、これは解釈引用で書いてもいいのですけれども、ちょっとこの意味合いは、どこまでということは議論ありましたか、すべてということについて。

それは今、非公開になっている部分があります。秘密会は、これはしようがないです、当然そういうのは法的に決まられているものですから。それ意外に、例えば、協議会、全員協議会とかそういうのは、たぶん公開になっていないはずで。そういうこととか、あるいは議員さんの町との調整内容、そういうことです。

これは鳥取県でやったの、議員さんから来た話をすべて文章化して公開するとか、そういうことも含めてなのですけれども。たぶん、それは今の町ではやっていらっしやらないことですが、「すべて」と書くと、そういうことすべて含むということになりますから、協議会も含むという解釈でよろしいのですか。全協を公開できます。やっているところもありますよね。

○**山田委員** やっているところがあるのですか。

○**富野委員長** ありますよ。

○**山田委員** できたら、そうしてもらったらいい。

○**富野委員長** そうですか。

○**藤田委員** 「すべて」を入れるか入れないかです。そうすると、そういうふうになる。「すべて」を入れるか入れないかで、内容を公開しなければならないで、いいのと違いますか。すべてというと、いろいろ引っ掛かってくるのと違いますか。

○**富野委員長** いや、現状の議会運営からいうと、引っ掛かってくるところがあると思うのです。

○**藤田委員** ここのすべてを入れなくても、この場合はすると思うのです。必要なことは、必要ないことは公開できないときもあるしね。

○**富野委員長** そこは書き方で。

○**藤田委員** 問題は、それを誰が必要、必要でないかの判断をすること。

○**山田委員** そうそう、そこなのです。

○**富野委員長** そこなのです。

○**藤田委員** すべてと言うと、全部出してしまえと言ったら、出てから、今度は混乱する可能性も出てくるわけです。

○**富野委員長** ですから、この「すべて」と入れた場合は、逆に言うと、違法性のない限りはすべて公開しなさいということです。だから、原則公開なのです。非公開にできる場合というのは、逆に言うと、法令で秘密会とかで定められている場合、あるいは著しく公益を損なう恐れがある場合、これは当然ありますよね。

それは議会で判断してもいいのですけれども、基本的に「すべて」と書いた以上は、著しく公益を損なうという認定を議会がしなければいけないですよ、公開する場合。逆に、すべてと書かない場合は、原則公開だと。だけれども、議会の判断で、どこに出るかと言うと、運営上の問題として議会は動かないです。裁量権をもっておりますよと、こういうことになります。だから、そこは中身として具体的にだいたい違ってくると思うのです、運用の仕方が。

○**山本雅委員** これはやっぱり、すべて公開、すべてというのが入って、はじめて、この条例の効力がでるといように私は思います。要は、まず全部公開という原則があって、最後、公開する前の段階で、今先生がおっしゃられるような、公益性はどうかとか、個人のプライバシーがどうかとかということ判断して、それにかかる場合は、その対象から除くというやり方ですね。

○**富野委員長** それは当然そういうことになります。どうでしょうか。これで一応、意見をまとめておきたいと思います。と言うのは、これは実際、議会に出された場合には、町がこのままでいいだろうということで、議会に提案されたときに、議会が修正する可能性があるのですよね、だから、今、町民の皆さんの意見としては、すべて原則公開でいきたいということであれば、それはそれでいいのです。ただ、最終的に、議会がどう

受けとめて、議会が修正することも、当然、議会の権限としてありますから、そういうところで、町民の皆さんの意見に対して、議会がどのような判断を示すかということ、オープンに議論してもらってもいいことではあります。

ですから、ここに書く事自体は、別に何も違法性とかそういう問題はありません。要するに、町民の皆さんとしての意見は、こういうまとめですよということですから、どれを選択するかということですね。どうしましょう。

○山田委員 そういう意味では、今の文章どおりで、私はいいと思います。

○富野委員長 どうでしょう。

○藤田委員 原則、公開しなければならないと、すべてというと、ちょっと違う。

○富野委員長 もちろん違います。かなり重要です。

○藤田委員 原則というと、もう 99%出さないということですね。ちょっと、言葉のあや、あやというか。

○富野委員長 実は、逆じゃないかと思うのは、すべて公開しなさいと書いたときに、実は 99%ぐらいなのです。原則と書くと、たぶん 60%ぐらいになる可能性があるのです。

○藤沢委員 私ら何も知らないものだと、原則とかいう言葉がつく方が、例外がいっぱいあるからというイメージがわいて、かえってすべてにして、あとすべてにはどういう意味合いがあるかというか、解説で。

○藤田委員 それが難しい。

○藤沢委員 解説をつけた方が、私はわかりやすい。そういう場合はとか。

○富野委員長 1つ解釈の運用で、すべてということに、要するに法令に定められた場合とか、あるいは一時執行や公益を損なう場合については、それぞれ議会が判断して、それは非公開にすることができるという、解釈の運用を書いておけばいいことなのかもしれませんが。

○藤沢委員 すべてという言葉の方が何かクリアのイメージは私にはあります。

○藤田委員 そうすると、議員さんにもう判断を任すということですか。

○富野委員長 最終的には、公益を著しく損なうかどうかということは、一応議員さんが判断する。

○藤田委員 その辺を押さえておけば、よろしいですね。はい。

○富野委員長 そういうことですね。わかりました。一応、すべてということで、解釈のところで、非公開にできる場合は、やっぱりそれはそれでちゃんと書いておくというようにしましょう。2点ですね。1つは法令違反になる場合と、もう1点は著しく公益を損ねるおそれがあると議会が判断した場合、これは住民の皆さんの判断じゃなくて、議会自身の判断でやっていただく、これでよろしいですか。

(はいの声)

その次です。議員の責務、今度は議員さんの方です。24条 議員は、住民の代表機関である議会の構成員として自己研鑽に努め、常に町民全体の利益のために行動しなければならない。

2 議員は不当な要求があったと申し出のあった場合、その要求に従ってはならない。そうですね、この2項目です。これは、1項目は一般的な倫理規定でありますので、これは特に、ご意見、皆さんありますか。よろしいですね、はい。

2項目めで、議員は不当な要求があったと申し出のあった場合、その要求に従ってはならない。これはちょっと意味がわからないのですけれども。

○山本雅委員 これは、「申し出のあった」という言葉がちょっとだぶって入っているかと思うのです。「議員は不当な要求があった場合、その要求に従ってはならない。」という、たぶん文章だったと思うのですけれども。

○富野委員長 これはどういう意味なのかな。

○山本雅委員 結局、さっきの行政、職員のところと一緒にですね。今度は逆に議員に対して、そういう不当な要求が第三者からあった場合、それに従ってはならないということです。「不当な要求があった」まではいいのですけれども、そのあとの「と申し出のあった」ここまでが文章としてはいらないと思います。コピーの関係でだぶって入っているのかなと思います。

○富野委員長 つまり、議員さんを通じて、いろいろな働きかけが外部からあった場合に、それはあんまり、こうきちんとした、まあそういうことに対し、議員は対応してはいけ

ませんよということですね。これは、例えば、議会で議決でいろいろな、今までも議会で議員さんが違法行為で起訴されたり逮捕されたりする場合があります。それは、議決に関して、いろいろな議員に働きかけをして、ある特定の協議会事項を通してしまうということです。そういうようなことが時々あって、それをとにかく、議員さんも、職員だけじゃなくて、議員さんもそこをちゃんとやってくださいねと、そういうことですね。

そういう意味だと、今修正していただいた文であれば、そういうように読めるわけですが、これはいかがでしょうか。職員だけではなくて、議員さんもきちんとやってくださいねということです。よろしいですか。どうでしょうか。ご意見がなければ、このままでよろしいですか。

(はいの声)

はい、じゃあ、この文章は「申し出」は外して、短くします。

次にいきます。町長の責務です。第25条 町長は、愛荘町の代表者として主権者である町民の厳粛な信託に応え、この条例にのっとり、公正かつ誠実に町政運営にあたり、持続的発展を推進しなければならない。

2 町長は議会との適切な関係の構築に努めることにより、町民の意向に沿わなければならない。

こういう文章です。基本的にはいくつかの項目がありますね。まず、町民の信託に応えるということです。これは町の代表者として、これはいかがですか。

それから、条例に従って町政運営をしていただく。町政運営をまじめにやってくださいと。それから、それとともにこの町を持続的な発展に導くという責任がありますよと、この3点が見られるわけです。

町長さんの責務としては、この3点ということで、まとめさせていただいてよろしいかということですね。別に、これら意外やっちゃいけないということじゃないわけなんですけれども、これが特に主要な町長の責務であると、そういうことですね。よろしいですか。

(はいの声)

では、議会との関係です。議会との適切な関係の構築に努めることにより、町民の意向に沿わなければならない。ここはちょっと少し整理しないと、わかりにくい文章です。議会との関係の構築に努めるとことと、町民の意向に沿わなければいけないというのは、ちょっとうまくつながっていない感じがするのですけれども。つまり、議会をうまくコントロールしろと言っているのですが、あんまりそういうことをやると、少し2元代表制と若干問題が出てきそうな感じがするのですけれども。前半の部分と後半の部分がうまくつながっていないことです。だから、意味がよくわからない。ちょっと主旨をご説明いただければ。

○山本雅委員 前のときの文章にも出ていないのですけれども、2項目目ですね。

○**富野委員長** ここは、なかなか微妙なところで、今の地方行政は2元代表制ですから、下手に書くと、その制度自体を否定するとか、そういう障害が出てくる可能性がありますので、ここはちょっとデリケートに書いた方がいいですね。

○**藤田委員** 適切となっているから、それらを議論によって、あてはめていきなさいということですね。

○**富野委員長** 前半はそうです。それと町民の意向に沿わなければならないというのが、どうつながるかということなのです。前半の部分は、町長が勝手にやっちゃいけませんよ、議会とちゃんと対話をしながら、要するに代表機関であるそれぞれの代表の首長と議会がきちんと、町民の意向に沿った町政運営に沿わなきゃいけませんよという条文です。

それと、だから後の方は必要ないと思うのですけれども、逆に言うと。つまり、適切な関係を構築することによって、町民の意思が適切に表現されるわけですから。

○**山本雅委員** 共有は前の方に出てくるので。

○**富野委員長** とりあえずは、町長は議会との適切な関係の構築に努めることにより、町政の円滑な運営に推進しなければならないとか、そういうことだと非常によくわかるのですけれども。議会と喧嘩しても困りますし、独裁的にやられても困るわけです。そういう意味では、円滑な運営のために、いいきちんとした関係をつくっておこうねという方がわかりやすい表現になるのですけれども。特にこれを入れた、特別な意味があれば、それは、どうでしょうかということですよ。

○**山本雅委員** 少なくとも、前のBグループの資料の中には、ちょっとこの文言は出てきていないので、第2項を残すとしたら、「町長は議会との適切な関係の構築に努める」まででいいのかなと。

○**富野委員長** 「…ことにより、町政の円滑な運営を推進しなければならない」ということですね。そういうふうな書き方が、何となくわかりやすい文章になります。よろしいですか。

(はいの声)

次は、職員の皆さんです。町職員の責務と権利、26条 町職員は、この条例に基づき公益のために誠実に職責を果たし、効率的な職務の執行に努めなければならない。

2 町職員は、職務の遂行に必要な能力を開発し、自己啓発に努めなければならない。

この2項でございます。上の方はやっぱり、基本的な規範でありますので、これは特にどこでも同じ書き方をしているのですね。当然のことです。

2項目め、これは、要するに、能力をきちんと自らの開発し、そして自己開発を常にいいレベルに、一生懸命執行できるようにしなさいということです。ここで、ちょっと2つ書きぶりがあります。よくいろいろな条例を読むと、例えば、職員の責務にする書き方は、これです。ただ、権利の方はどうなるのかと。つまり、そのために町が、それを支援しなければいけないです。つまり、個人の努力の問題なのか、それとも、それを組織的に町の方もきちんと、町の職員の権利と認めて、そのためにきちんとした支援をしなさいということ、そこまで書き込んだ条例もあるわけです。

なぜかという、個人の努力には限界があるわけです。だから、職員としてそういうことがあるならば、当然、町自体がその職員のそういうような自己啓発をサポートするということまで、職員がそれを受ける権利があるのだと、そういうことを書き込んでいる条例もあります。ですから、そこまで書き込むかどうかという書きぶりの問題ですけども、どうでしょうか。結局、これは権利まで書いてあるので、この書き方だと権利がどこにも書いていないです。

○山本雅委員 元の資料では、これに第3項として、町職員は同上のために必要な資格を取得できたとき、その取得にかかった経済的費用についての支援を申し出る権利を有するというのを、権利として入れていたのです。それは、今のところ消えてなかったと思うのですけれどもね。ここに入っていないのですけれども。

○富野委員長 資格の取得だけなのかというのが問題なのです。それが消えたのは、どういう意味かわかりませんが、資格の取得の件にしておくと、かなりせまくなってしまし、逆に言うと、取得がないのに資格でやるということもあり得るので、もうちょっと一般的な言い方がいいかもしれません。支援については、いや、だから権利まで書き込むかどうかということについて、ここには書いてありませんので、ちょっと皆さん議論していただきたい。

今は、町は具体的に職員の能力開発について、あるいは自己啓発について、どのような支援策があるのですか。

○細江総務主監 個人個人の場合ですか。

○富野委員長 これは個人というより職員としてのです。

○細江総務主監 それは研修計画の中に盛り込んで、予算的には配付していますけれども。

○富野委員長 自己啓発に関してはどうなのですか。

○細江総務主監 自己啓発も一緒です。いろいろな項目を設けて、自分の分野の中で、このコースの勉強がしたいという研修の申し込みがあったら、その費用はこちらの方で持つという形です。一つは、自分の希望の申し出もできるようにはなっています。

○富野委員長 いろいろな役所で、自主研究グループとか、政策研究とか、そういうのを自分達でやるのを支援する場合がありますよね。ですから、こういう内容については、けっこういろいろなバラエティがあるのですけれども。最近、やっぱり職員がどんどん能力が向上するということは非常に大事だということになって、単に職員研修のメニューを選びなさいというだけじゃなくなってきたんです。そういう場合も含めて支援しますよということは、あってもいいのじゃないかと思えますので、少し広めに書いておいた方がいいかなということがあるのです。何か、要するに、責務と権利と書いておきながら、責務しか書いていないというのは、ちょっとかわいそうな気がする。

○山本雅員長委員 3項として、町は職員の能力開発に関する支援措置を行わなければならない。

○富野委員長 そうですが、職員の側から言うとうどうです。

○山本拓委員 それは権利じゃないか。

○富野委員長 え。

○山本拓委員 今の条文は権利？

○山本雅委員 どっちかという、義務になってしまうね。

○富野委員長 だから、権利的に述べればいいですね、職員が能力、自己啓発開発をする場合、支援を受ける権利があるということです。

○山本雅委員 支援措置を受ける権利を有するですね。

○富野委員長 という書き方をする権利があるのですけれども。ちょっと責務だけではかわいそうですから、権利も、第3項をつけましょうか。上記の能力開発等を行う場合、町による支援を受ける権利を有すると、よろしいですか。何かご意見ありますか。

○**西沢委員** 今回の項目を3つ目にしても、前の項目がかぶってくるのだったら、自己啓発に努め、米原市さんみたいに、そのために必要な支援を受けることができるにして、2項でしてしまったらいかがでしょうか。

○**富野委員長** それもありますね、そうしましょうか。

○**山本雅委員** そうしましょう。

○**富野委員長** どうですか。

○**近藤委員** 米原の表現の方にも、そのような2項のところ、続けて書いているところ、そのほうがすっきりするかと思います。

○**富野委員長** じゃあ2項目で、今おっしゃったように、後につけましょう。そういう定義でよろしいですか。

(はいの声)

はい、ありがとうございます。

それでは、第8章にいきます。これは地域自治活動であります。まず、町民組織です。第27条 町民は、地域社会における良好な自然的、社会的、及び歴史的環境の維持及び増進のための共同活動を行う組織を作り、町が行う事業の計画・実施を行うことができると共に、その運営の支援を受けることができる。

2 前項の組織とは、自治会、町民団体、非営利団体、事業所職員で構成された団体、学校PTAなど公益のために活動するものであって、特定の町民または事業所、組織の利益のために活動しないものであり、法人、非法人による区別を受けない。

少し、整理が必要なことがあるかも知れません。第1項はどうでしょうか。後半の方がちょっとわかり難いですね。組織をつくるまではわかるのですけれども、「町が行う事業の計画・実施を行うことができると共に、その運営の支援を受けることができる。」ということは、要するに、まず自分たちが組織をつくって、自分たちの活動することは当然である、これが前提ですよね。そのうえで、さらに町が行う事業の計画・実施を行うことができるって、これはどういうことなのでしょう。

○**山本雅委員** 前は、これが2つに分かれていたのです、いわゆる前の文章は。前の文章をそのまま読みますと、「町民は地域社会における良好な自然的、社会的、及び歴史的な環境の維持及び増進のために共同活動を行う組織を作り、町に運営の支援を依頼することができる。」もう1つの文章として、「組織は、町の事業の委託を受け、町と連携して

事業を計画・実施することができる。」という文章に2つに分かれていました。それが今、1つになったんですね。

○**富野委員長** やっぱり違うことを言っているわけです。最初の方は、組織が町全体の活性にかかってくるようなことについては、町の支援を受けることができると。もちろん、町の判断によりますけれども。まず、支援を受けられるという規定が1つと、その次に、支援を受けるだけじゃなくて、主体的に、要するに町がやるいろいろな公共的な活動やサービスの計画や運営に参画し、一緒にやる、委託を受けたりして実際に事業の主体となることができると、そういうことで、支援だけではなくて、事業主体ともなれると、こういう2つのことが書いてあります。書いてあったと思います。それを1つにまとめました。

○**藤沢委員** 「町が行う事業の計画・実施を行うことができる」というところで、行うという言葉を、もうちょっと違う言葉で、具体的な、何か町が行うのを行うというのは、ちょっと何かとらえ難い。

○**富野委員長** これは言葉として、ちょっとまずいことがおきました。なぜかと言うと、計画・実施するのは、権限で町の責任なのです。町は、初め計画を決定し、実施する責任があるわけです。それを、町民の団体がそんなにできるわけは、やっぱり委託は受けられますけれども、実施そのものの主体はやっぱり町なのです、責任の主体は。だから、ちょっとこの書き方だと、少し制度的にはまずいかな。

○**藤沢委員** そういう意味でとり難いです。

○**山本雅委員** 前の原文は、あくまでも町と連携して事業を計画・実施することができるということです。町は手を離しますよということはないです。我々がつくった文章では。

○**富野委員長** 連携しているということだったら、非常によくわかるのです。

○**山本雅委員** ここの文章に関しては、前の全文章のまま戻したいと思うのですが。

○**富野委員長** そうすると、第1項は、町民は地域社会における良好な自然的、社会的、及び歴史的な環境の維持及び増進のための共同活動を行う組織を作り、その運営の支援を町から受けることができると、それが第1項ですね。あえて、第2項に付け加えたら、町民の共同活動を行う組織は、町と連携して公益のための計画・実施、連携し

て実施することができる、ということですか。

2項目言います。町民は、町民の組織、共同活動のために、なんだろう、町民は共同活動のため…。

○山本雅委員 そうですね。10月19日のときの資料を見ていただいたら、そこに今の全文というのがあがっているのですけれども。そこをいきますと、1番、文章のまま読みますと、まず1として、町民は地域社会における良好な自然的、社会的、及び歴史的な環境の維持及び増進のために共同活動を行う組織を作り、町に運営の支援を受けることができる。これがまず第1項です。

第2項として、組織は、町の事業の委託を受け、町と連携して事業を計画・実施することができる。これが第2項です。

第3項は、前項の組織とは、というので、それは今の文章とほぼ一緒です。

○富野委員長 27条と前の議論したところ、7章のまちづくりのところ、これは同じようなことを言っているので、今の2項自体は、むしろ、解釈運用のところであらうという内容を、条例に直接書かないでおいた方がいいんじゃないかと、共同組織ということで、共同の中身はこういうことですよという解説を書けばいいのだということです。直接書き込まずに。

○山本雅委員 組織のことですか。

○富野委員長 ええ、今のこの2項です。前項の組織とはというところですよ。これは説明になっていますから。説明は本文に書かなくてもいいと思うのです。そういう意味で、前の条文に戻して、2つの項目に第1項を分けて、そして、今の第2項を解説におとすと、そういうことでよろしいんじゃないかと思うのですけれども、いかがですか。これは説明になっていますよね。

○山田委員 2項をやめるということですか。

○富野委員長 やめるというか、解説に落とすということです。その方がよろしいかと思えます。要するに、新2項をつくらせたら、当該、組織は云々とか、当該と書くか、あるいは上記の組織は、町が行う事業と連携して、町と連携して町が行う事業の計画・実施をすることができる。

○山本拓委員 原文はちょっと違います。

○富野委員長 そうですか。

○山本拓委員 山本雅委員さんがおっしゃったのは、町の事業の委託を受け、町と連携して事業を計画・実施することができる。

○富野委員長 委託を受けるということですね。

○山本拓委員 委託を受ける、町の事業を行うのではなく、町と連携してです。

○富野委員長 事業そのものというのは少しあれですよ。委託を受けられるということができるということでもいいのかもしれない。

○山本雅委員 委託で、その組織が受けられるので、先ほどのところに戻って、法人でなくても、法人とみなされたときはそれを委託しますということを入れさせてもらったのです。

○富野委員長 じゃあ、前があるので、まとめましょうか。その方がすっきりします。どうですか。いいですか。

(はいの声)

そうさせていただいて、8章の現2項は解説に入れます。ということですね、ありがとうございます。

第9章です。住民投票、住民投票制度、第28条 町は、住民投票制度を設けることとする。

2 町長は、懸案について住民投票を実施することができる。

3 議会は、町長に対し住民投票の実施を決議することができる。

4 町民は、町長に対し別に定められた人数の連名により住民投票の実施を求める権利を有する。

5 町、町長及び議会は、住民投票で示された住民の意思を尊重しなければならない。

住民投票規定です。このあたり、順番にやっていきましょうか。町は、住民投票制度を設けることとする。これは、言ってみれば設けなければいけない。設けますよと、これはもう宣言してしまう。こういうことですね、これはよろしいですね。

(はいの声)

2ですね。町長は、懸案について住民投票を実施することができる。これはどう言う意味ですか。町長は発議することができるのですか。実施するのは当然町長が実施するのですけれども、すべての住民投票は。これは、要するに町民の皆さんが、仮に言ってくださっても、町長が住民投票を発議、発議と言いますが、住民投票をやります

と言ってできるという意味なのか、どうなのかということです。いわゆる発議権ということですが。

○山本雅委員 一種の発議という言葉の方が、この場合適切かな。

○富野委員長 そういう意味なのですか。そういう意味であれですね、そうすると、3番も同じように書くのです。普通、発議、はつぎ、ほつぎと書きますけれども、町長は、懸案について住民投票を発議（ほつぎ）することができると思えばいいのですよ。当然、懸案があるから住民投票な訳で、懸案についても書かなくてもいいと思うこともありまして、議会も、これは町長に対してではなくて、要するに、住民投票を決議により、発議することができるということで、発議（ほつぎ）にそろえた方がいいじゃないですか、その方が意味がはっきりします。

そういう意味であれば。つまり、住民の皆さんが署名をして、一定の署名があると住民投票をやりますよというだけではなくて、必要において、町長はこれはやっぱり住民投票をやって皆さんの民意を確認させてもらった方がいいと判断した場合は、町長は住民投票をやりますよということで、実施することができる。それから議会も町長がそう思わなくても、議会としてこれはやっぱり住民の意見をきちんと聞いた方がいいという場合は、町長に頼まなくても議会自らが決議すれば発議できるということです。

そういうことを意味しているというふうに思ってよろしいですか。つまり、三者に発議権があるということです。町民の皆さんと、町長と、それから議会になります。こういう形でよろしいですね。これは住民投票条例をもしつくる場合、これが必ず要件になります。三者が必ず発議できるという制度をつくらなきゃいけないということです。これでよろしいですか。

(はいの声)

じゃあ、これは発議（ほつぎ）という言葉でまとめさせていただきます。

第4項です。町民は、町長に対し別に定められた人数の連名により住民投票の実施を求める権利を有する。ここも結局、発議権の問題で言えば、町民は町長に対し連署をもって住民投票の実施を求めることができると。実施法なんか書いてあるのは連署をもってという書き方をしませんか。つまり、署名をちゃんととればよろしいと、連署の数ややり方については別の条例で定めるということですから、これはそういう形でよろしいですか。

(はいの声)

それから、5番目です。町、町長及び議会は、住民投票で示された住民の意思を尊重しなければならない。これは尊重規定です。要するに、それを実施しなければいけないということなのです。尊重しなければいけないということです。これは自治法上の法律上の限界がありますので、尊重規定しか、今まででは法規定できないということです。

で、こういう書き方になります。

あと、必要な条項について、条例で定めるということを書いてある自治基本条例も、そういうことを書かない条例がありますけれども、当然のことはここに書いてあります。具体的なことで、条例をつくらなきゃいけないので念入りに、この実施について条例で定めるということを、ここではわざわざ書かなくてもいいと思います。当然、ここに書いてあるのは条例化しなければいけないということになりますから。どうでしょうか、一応これでよろしいですか。

(はいの声)

一応、そこでまとめさせていただきます。

第10章です。他の公共機関との関係です。他の地方公共団体等との関係、29条 町は、愛荘町の公益を増進させるために、他の地方公共団体等との広域的連携および協調を図り、町づくりを推進するものとする。ということです。これはいかがでしょうか。これは一部事務組合とか、いろいろな法的に定められた連携はありますし、広域連携です。だから、自主的に協定を結んでいろいろなことをやるという協定型の連携というのがあります。そういうことに関する規定です。

これは、ちょっと僕今まで気がつかなかったのですが、「まちづくり」って、これ町の方を書きます？それとも、ひらがなで書きますか、どっちにしますか。

○**近藤委員** 今まで、まちづくり、たくさんまちづくり出ているのですけれども、先ほどの7章のところにも漢字で書いている部分と、今のところも漢字のところがあるので、「まち」とひらがなで統一するとか、どうなのでしょう。意味合いとしては。

○**富野委員長** 統一したほうがいいですね。一般的な言い方からすると、ひらがなです。ただし、ここは町ですから、あえて町を使うという手もあるのですけれども、どっちにしましょうか。

○**前川委員** 町民憲章では、ぜんぶひらがなで打っています。

○**富野委員長** 憲章がそっちなら、それで合わしましょうか。じゃあ、ひらがなですべて統一するということで。

○**山本拓委員** もう1つ、最後に統一はされると思うのですけれども、及びも、ひらがなと両方出てきますから、前回ひらがなでやっていこうということでしたが。

○**富野委員長** 事務の調整は事務局の方でお任せください。

○細江総務主監 わかりました。

○富野委員長 すみません、よろしく申し上げます。それでは29条は一応、そのところを字句修正だけです。

30条 国および関連機関との関係、町は、地方自治の本旨に基づき、かつ国との適切な役割分担の原則にのっとり、国及びその関連機関との適切な連携および協力を進めるものとする。

これは、わざわざ地方自治の本旨に基づきということを書いたのは、地方自治法の第1条に、要するに役割分担の原則ということが書いてありますから、要するに役割分担に沿って、きちんと協調をはかりますよということ。そういうことで、これをわざわざ書いてあるのはそういう意味です。地方自治法の第1条があるからということ。どうでしょうか。特にご意見なければ、こういうことで。

最後までできましたね。国際社会との関係です、第31条 町は、国際社会における諸原則および国際的合意ならびに国際機関の活動に配慮しつつ、国際社会における活動を通じて町民福祉の向上と地域社会の発展を図るように努めるものとする。

これはいかがでしょうか。要するに、国際社会ともきちんと対応しながら、町政を運営していきますよと、今や時代としては、グローバルと言って、国際社会全体の動向が地域社会の反映する時代でございますので、これは多くの条例にこういう書き方をされています。これはこれでよろしいですか。

(はいの声)

ありがとうございました。一応、今まで議論していただいたことについては、ここで全体的な議論をまとめさせていただきました。宿題はなかったでしたか。大丈夫ですね。

あと、最後にやっておかなければいけないことがあります。これは今までやってきたこと中で、欠けているところがあるかどうかです。ほかの町の条例とか、文書とかあります。それから、この条例を实际運用させていくときに、何か書いておくことがあるのかということもありますので、まずは欠けているところがあったら、この場で議論を出していただきたい。これが1点です。どうぞ。

○藤沢委員 大事なときに休んでいたもので、今頃申し訳ないのですけれども、高齢者と障がい者の福祉の関係のことが具体的に入っているところがないので、できたら、「第4章の子どもの育成」の後あたりに入れていただきたいと思うのですけれども。「高齢者や障がい者の保護」とかいう項目で、福祉の充実ですか、そういったことを、町も町民も事業者等も、全部がそういったことに常に多く関わっていくという項目を入れていただきたいなと思いますけれども。

○**富野委員長** 今のご意見はどうでしょう。じゃあ、とりあえず、いくつかご意見を言っておきましょう。それは1つ、たった今ご意見出ていますね。ほかに、この部分が載っていないところですね。これは少し入れておいたらいいというご意見はありますでしょうか。

もしないようでしたら、私から1つ提案があつて、実はこの条例をつくったあとどうなるかという問題があつて、総合計画でもなんでもつくってしまうと、だいたい行政で安心はしちゃって、あとよかったねと、終わりになってしまうのですけれども、いろいろな条例で、最近よく書いてあるのですけれども、自治基本条例推進委員会って、つまり、できたあと…。

○**細江総務主監** 先生、こちらでちょっと考えているのは、もしよかったら、それでちょっと議論をしていただきたい。

○**富野委員長** そうですか。じゃあ、ちょっと1回、休憩を入れましょうか。もう少し、一服していただいて、少し頭を冷やして、今のご意見も加えて、これからの条例に付け加える、さらに付け加えるということがあつてということで少し議論していきましょう。今10時半ですので、45分まで。少し長めに休憩をとりましょう。じゃあ、それをあと、休憩後に提案していただいていいですね。

(休憩 10時30分)

(再開 10時45分)

○**富野委員長** それでは再開しましょうか。はい、どうぞ。

○**細江総務主監** 危機管理ということで、あげさせていただいています。この点で議論をしていただきたいというふうに思うのですけれども、町は、まちづくりにおいて、1つ、安全・安心なまちづくりを1つの目標として掲げておりますのと、それが町には、どこの市町でも同じことなのですけれども、防災計画があります。その中でも、やはり、住民の生命・財産を守っていくというようなことから、住民組織の自主防災組織というものを、町としては特に重要視して推進をしているというような状況の中で、こういう条文を、できたら議論していただいて入れていただけたらありがたいというようなことで、ちょっとあげさせていただきました。

2つ目は、先ほども委員長の方からも話がございましたように、自治基本条例の推進委員会でございます。これは、この条例に基づいてのチェック機能というようなところと、それから一番下にあります条例の改廃等も含めてですけれども、そういうところも意見として出していただくというようなこと、また、3項のところにも書いていますけれども、この条例の運用について、意見の聞き取り調査をして、町長に意見を出す

ことができるというような文言を入れております。

それから、この条例の軽微な変更、これらについても意見書が出せるというようなことであげております。

それと、1番最後が条例の改廃ということで、この改正あるいは廃止等の関係ですけれども、そこらについては推進委員会の意見をまとめて、住民投票において、その過半数の賛成を得なければならない。あるいは、委員会の判断により、軽微な変更についてできると、というようなことで、この3点をちょっと議論していただいて、できましたら、入れていただけるとどうかなというようなことで、ちょっと提案をさせていただきました。

○富野委員長 ちょっとすみません。藤沢委員も。

○藤沢委員 ちょっとほかの条例の言葉を借りて、第〇条 町および町民、事業者等は、高齢者および障がいをもつ人達が安心して生活できる環境の整備と人間関係の構築を図り、福祉の充実に努めなければならない。こんな文章をちょっとだけ書かせていただいたのですが、こういうものは、福祉のことはもう最近含まれていて当然みたいなイメージがあったので、福祉の方から代表として寄せていただいております。うっかりしております。目次の段階で、やっぱり福祉的なそういう活動が織り込まれているというのが、ほしいなと思っております。あえて、第何条というところに入れていただきたいなと思ったことと、それから、やはり子どもたちの育成とともに、高齢者・障がい者の、その生活弱者を町ぐるみで、守っていこうという方向のことが入れてもらえたらいいなということで、ちょっとだけ間に、こんな文章を入れたのですが、また意見を出していただきながら、きっかけになれるかなと思います。

○富野委員長 はい、ありがとうございます。

今は、藤沢さんの方から1点、それから町の方から3点、付け加えたいということが出てきました。これについて、皆さんのご意見をいただければと思います。各条でやっていった方が、たぶんいいかと思っておりますけれども、まず、藤沢さんの方のご提案について、入れるか入れないか。それから、入れるとしたら、どういう形で入れるかということがありますので、ご意見はありますでしょうか。

ご参考のために申し上げますと、いろいろな条例で、それぞれいろいろな扱いがあります。それで、1つの扱いの仕方が、人間の尊重とか、人権の尊重とか、そういう項目、大きな項目はなかったですね。例えば、ハンディーキャップを持っている人たちとか、それからいろいろな思想とかにとらわれてはいけないとか、そういうことをそれぞれ項目を立てて、まとめて一括して、だから、子どもの問題もそういう中に入れてということで、要するに、人権を尊重し、人々が人間らしく生きられる社会をつくるという大き

な項目の中に入れるという、そういう場合もあります。これは1つのやり方です。

それから、各条項で特にこの町としては、こういうものを取り出してやりたいということで、この条例にもありますように、とにかく子どもの問題、それから、例えば女性の男女共同参画とか、そういうふう書き分けていく場合もあります。そういうことがありますので、個別にご提案いただいたように書くのか、それとも、少し章立てを膨らませて、その中に入れるのかという問題もありますので、ちょっとご議論いただきたいということです。

どうでしょう。

○山本拓委員 藤沢委員の提案を伺ったときに、私もここの持続的な発展の章しかないかなと思ったので、この条文はすばらしいと思うのです。その中に、持続的な発展というその方向性を決められたら一番いいかなと思いました。この章にあうような表現にできないかなというのがございます。

○富野委員長 今のご意見いかがですか。ほかにもご意見ありますか。持続的な発展という概念がもっと、少しどこかに定義がしてあったと思います。第2条ですか、そこに、高齢者や障がい者が生き生きした行為、人々の生活を保障するというところに入ってくると思います。

ほかにご意見はありませんか。ない、それじゃあ、特になければ賛成ということで、よろしいでしょうか。

(はいの声)

じゃあ、今ご提案いただいた藤沢委員のご提案については、14条に一応付け加えるということで、そういうようにさせていただきたいと思います。文章の内容については、いかがでしょうか。きちんと書いていただいたので、このままでいいですね。

(はいの声)

それじゃあ、案としては、こういう案としていただくことにしたいと思います。はい、ありがとうございました。

その次です。事務局からの提案でございます。危機管理ということです。これはどこに入れるかということは、事務局は想定していますか。どこに入れるか想定していますか。あるいは、新しく章を立てるか。

○細江総務主監 ちょっと危機管理の方は考えていなかったのですけれども。自治基本条例推進委員会については、1番最後でけっこうなのですから。

○富野委員長 たぶん、第4章にこれも入るのでしょうか。新しく章立てしないとしたら、ここに入れたほうがいいのじゃないでしょうか。

○**細江総務主監** あのところで、入れるところはないですね。

○**富野委員長** 他にはちょっと入れるところがないです。

○**細江総務主監** 第4章で、「人材」、「子ども」、「高齢者・障害がい者」、その次ぐらいに。

○**富野委員長** そうですね、とりあえず、そういうことを前提として議論していただきたいと思います。

内容です。町民等は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体および財産を守るため、日頃から適切な防衛策を行うよう努めなければならない。

2 コミュニティは、関係機関や町と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければならない。

3 町は、これまでの経験と知識を踏まえ、町民等の生命、身体および財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、町民等の自助努力を支援し、関係機関や町民等との連携、強力に努めなければならない。

この3項です。まず、町民の責務と、それからコミュニティですね、地域における対応と、それから、町がそれに対してどういうことをするのかということでもあります。

まず第1項めはどうでしょうか。まず自助努力をしてくださいということです。危機管理については、それが前提になりますよと。そのうえで、じゃあ地域としてどうするかということをもとめていってくださいということです。これは2項目です。ただ、コミュニティという言葉は今まで出てこなかったと思うのです。だから、それをどういうふうに、従来の書き方だと住民団体等でしたか。

○**山本拓委員** 住民組織。

○**富野委員長** 住民組織ですね。地域自治組織、町民組織ですか、あるいは地域自治組織。

○**山本雅委員** 町ということなので、町民組織です。

○**富野委員長** ここでは町民組織でいいですか。じゃあ、町民組織にしましょうか。これはもちろん、町の中でしっかりとすべて含むということですから、じゃあ、町民組織は、関係機関や町と協力し、地域住民が安心して…これはもう修正だけということです。

○**山本拓委員** はじめて町民組織に責務がでてくることになるのですけれども、これは、町民組織の項で、条項の中で言うておかなければならない部分なのですか。入る場所に

もよると思うのですけれども。

○富野委員長 そうですね、これは1項で読み取ってもいいのかもしれないです。…良質な自然的、社会的、及び歴史的環境の維持及び増進…ああ、でもちょっと機関と違いますね、そうか。でも、社会的環境の維持ということで読み取ってもいいのかも知れないけれども、読み取って解説の方に書いてもというのが1つです。社会的環境の中に、いわゆる機関も含まれるのですよというふうに書いてもいいのですけれども。あるいは、明示するということもありえますけれども、どうでしょうか。これは一定程度、最初の方の組織をつくりというところは、一定程度、それは責務とは書いておりませんが、そういうところで活動する組織をつくるということですから、責務に関することに対応できるというふうに読み取ってもいいのですけれども。

○山本雅委員 私としては、そういうような組織が、いろいろな組織が当然あるわけです。まあ言ったら、中山道をもっと活発化するにはどうしたらいいかということを考えておられる組織もあれば、文化材を守ることを考えておられる組織もある。そういった組織と名がつくものすべてに対して、いわゆる危機管理上の対策をとることを義務として求めるというのは、どうかなあという気がするわけです。

○富野委員長 もちろん、それはそうですよね。そういう意味では、自然的、社会的、歴史的環境の維持及び増進という、色んな側面がありますよということ、まず書いてあるわけです。だから、それに対して、まずつくることが、どうもつくってくださいと、それを町は支援しますよというのが第1項です。

それと、その中には、いわゆる危機管理や防災やそういう組織も当然含まれるということになります。そこについて、だから当然、総括的に義務化しちゃうと、すごくいけないじゃないかというのは、まさにおっしゃるとおりで、だから、そのところは、読み取れる中で、防災組織等も含まれるみたいなことを書いておいて、解釈のところに、それで、最後の付け加えのところで、危機管理のところで具体的に、その内容の責務を書いておくということでもいいのかも知れません。あんまり直接、ここに書いてあるとおり、まさにおっしゃったとおりのことが起きるかも知れませんので。

ちょっと整理させていただいて、この危機管理については、全体の中の持続的な発展のところに入れるとして、町民組織のところは、あとで出てきますので、だから、逆に前に出てくるからいいのかな、前に出てくるので、あとから、あとのところで、そういう町民組織の中にこれは入っていますよということ、解説で書いてもいいわけです。むしろ、その方がいいかも知れませんね。じゃあ、後先がありますので、これはこのまま入れさせておいていただいて、あとの町民組織のところは、当然その組織も含まれるという解釈でいくということにさせていただいて、いかがでしょうか。

すると、ここはここでやっぱり責務というか、そういうようなことが期待されているのだということを明確にしておくとうよろしいです。ただ、このところで、町民組織と書いてしまうと、包括的になっちゃうのですかね。

○**山本拓委員** 地縁でしょうか。

○**富野委員長** いや、防災は地縁だけじゃないので、どうしますか。それだったら、逆にもうちょっと限定して、防災機関に関わる町民組織はとか書きちゃう。限定しているのです。そういう書き方もありますけれども、ただ、そうすると、じゃあ、関わっていないのは全然関係ないのという話になってくるのですよ。

○**山本拓委員** 危機管理しなければならないと書いてあるので、限定されていることになりますね。

○**富野委員長** やっぱり、義務規定になってくると限定しないとまずいですね。ただねえ、そうかな。でもやっぱり、例えば、老人ホームとか、ああいうところだって、普段の活動は関係ないけれども、危機管理って、やっぱりなきやまずいですよ。だから、一見関係ないということでも、子育ての施設とか、すべてのところで、ちゃんとそれをやらなきやいけないということだったら、あうのではないですか。どうですか。

○**山田委員** 事業所は同じです。だから、逆に言ったら、8条に付け加えたら。9条か。

○**富野委員長** ただ、できたら、危機管理は1つの分野ですから、そういう意味では独立したほうがいいのです、できたら。

○**山田委員** そうしたら、ここは危機管理のみと書いておかなきゃいけない。

○**富野委員長** そういう書き方もありますね。持続的発展と言えば、やっぱりそういう普段の状態と、それからいろいろな波乱的要素が起きたときにも安定して、できるだけ安定した状態を保てるようにしたいので、持続的発展の中に入れてもいいことはいいです、この問題は。

ただ、ちょっと、ごちゃごちゃいろいろなことが入っている感じがあるのです。危機管理は別にしましょうか。どうですか。それとも、第4章を持続的な発展ということにしないで、安心安全なまちづくりとか、ちょっとそれも違うな。持続的発展の中に、16条として安全安心なまちづくりみたいなことにして、実質的に危機管理のことを入れていくと。危機管理といきなり出てくると、持続的発展とちょっと何となく違和感がある

ので、安全安心のまちづくりだったら、そんなに違和感がないと思うのです。実質的にそういうところで危機管理を書き込んでいくということで、どうですか。

○**細江総務主監** 言ってあれですけども、コミュニティのところは、町民、事業者等というの、どうでしょうか。

○**富野委員長** そうですよ。町民および事業者等、もちろんそうです。じゃあ、これはすみません、一応提案としては、第4章の持続的発展の中に第16条を設けて、安全安心のまちづくりという項目にして、この今ご提案があった分を16条として入れると。だから、危機管理という言葉を表に出さないで、「町民等は、危険を回避し、」というふういきなり入っていくということで、いかがですか。

○**山本拓委員** 持続的な発展の章の1番最後ですか。

○**富野委員長** 1番最後でいいの？1つ前？

○**山本拓委員** 16条というのは歴史と文化の保護が載っています。

○**富野委員長** そうもちろん、最後に付け加えるのか、それとも、子どもの育成、それから、障がい者、高齢者の次に入れるかです。自然と伝統の保護。15条の後でもいいかもしれません。

○**山本拓委員** そうすると、章の最後ですか。

○**富野委員長** 章の最後です。どうでしょう。何か駄洒落みたいで、どうでしょう。何か別のご意見があれば。たぶん、順番がそんなに問題になるようなものではないかもしれませんが。じゃあ、とりあえず、章の最後ということで、コミュニティのところは、町民組織および事業者等は。こういう意味だとかなり幅広くなりますね。

○**森野委員** 特にないですが、先ほどの安全安心なまちづくりというのに代えるのですね。

○**富野委員長** 危機管理といきなり出さないで、安全安心なまちづくりというふう。

○**森野委員** そうしたら、先ほどの藤沢委員さんの障がい者の方もということになりますか。

○富野委員長 それでは広すぎる、わかりました。じゃあ、危機管理にしましょう。すみません、戻します。じゃあ、危機管理ということです。重なっちゃいますもの、そこまで広げちゃうと、わかりました。この3項目は、どうしてもこれは困るということがなければこのとおりでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(はいの声)

じゃあ、ありがとうございました。これはこういうふうにしましょう。

その次です。愛荘町自治基本条例推進委員会です。これは基本的に事務局として、1番最後につけてということですね。

○細江総務主監 はい。

○富野委員長 これが、なぜ重要かという、2つあります。1つは、この条例ができたあとで、町民の皆さんが条例の進行管理をやっぱりやっていくということです。もう町に任してしまうのではなくて、やっぱり町民の皆さんがつくった以上は、協働ということもありますから、一緒に力を合わせて進めていくということが必要だということです。実際、事例で言うと、私も岸和田市と米原市の基本条例推進委員会の委員長をやらせていただいていますけれども、ものすごく行政は、これらをやると緊張して、具体的にどう進行していますかと、いつも問われますから、非常に効果があります、町民のみなさんも、つくりっぱなしじゃないということで、非常にいいので、これをぜひ押し進めて、これ1点です。

もう1点は、実は、この条例の改正は、廃止も含めてどうするのかという問題です。そういう手続きを一応決めておかないとまずいのじゃないかということがあります。それに関わって、直接条例の改廃ということで書くのか、それとも、この自治基本条例推進委員会の中で一定の規定を設けて、自治基本条例推進委員会を囓むわけ、つまり、町民の皆さんのチェックを入れた形で改廃しているのかと、こういうつくり方がありますので、その2点で一応、この規定は重要なのではないかということです。そういうことで2つの内容がこの中に入っていますので、一応読みます。

第〇条 町長は、この条例の実効性を高め、町民、事業者等および町による推進体制を確保するため、愛荘町自治基本条例推進委員会を設置する。

その次です。推進委員会は、この条例に基づく政策の制度化、事業の改善およびまちづくり体制の整備等の運営状況を定期的に検証評価し、改善点を指摘し、社会情勢に適合した運営となるよう是正等を求めることができる。

3 推進委員会は、この条例の運用に係る町民、事業者等および関係者の意見聴取等の調査を実施し、町長に意見書を提出することができる。

4 推進委員会は、この条例の改正または廃止に関する諮問に対して審議を行い、町長に答申を提出するほか、軽微な変更について意見書を提出するものとする。

5 前4項に規定するもののほか、推進委員会の組織および運営に関し、必要な事項は、別に規則で定める。

要するに、先ほど申し上げたように、2つの類いが入っているということです。順番にやっていきましょう。まず、1番目は、推進委員会を設けるということでありますので、これはこれでまあ支障ありません。

2番目以降ですね。推進委員会のやることです。まさに、具体的に条例に書いた以上、ちゃんと制度化してくださいと、ちゃんとそれで運用してくださいと、ちゃんとやっていますかということを、推進委員会がきちんと評価して、行政に対して働きかける規則ができましたと、そういうことです。

3番目、これについてはどうでしょうか。内容について、もっとちゃんと別のことがあるのではないかとか、そういうことがありますか。実は、これは書き方が2つあります。1つは、こういう書き方です。もう1つは、諮問に基づいてという書き方をするわけです。つまり、要するに、委員会が常設または定期的にかかれることは前提になっていて、その委員会を自由に議論して、例えば、資料の提出を求めたり、あるいは、自分たちで議論をして、こういう条例をもっとこういうふうにしてほしいとか、このところが遅れているからもうちょっと早めてほしいとか、そういうことを言っているという、これは諮問型ではない委員会です。

それから、もう1つは、町長さんの方から、この条例のこういうところについて、検討してほしいとか、いわゆる諮問型です。もっと漠然として、自治基本条例の運用について意見を求めるということで、諮問される場合も、もちろんありますけれども、そういう場合はかなり自由に議論できるのですけれども、つまり、諮問型の委員会であるという書き方です。あるいは、諮問型ではない普通の、どういうことでもできますよという委員会であるという書き方があります。

この今の書き方は、諮問型ではないという前提で書いているはずですが、そういうことで、もしよろしければこれでということ。事務局としては、そういう書き方をしているのです。そういう意識で書かれているのですか。大丈夫かな。読み方としてはそういうふうになるのですけれども。

○細江総務主監 定期的にというのがどの程度というのは、まだ何も試案はありませんけれども、やはり、意見書を提出してもらえることはできますので、やはり、町長から、町からの方も、諮問をさせていただきたいです。

○富野委員長 もちろん、諮問はできるのです。諮問をしちゃいけないということじゃなくて、委員会として諮問意外にも自由にいろいろなことを定義できると。この書き方だと、そういう書き方になります。読み方です。それでよろしいですね。よろしいですか、皆さん。

(はいの声)

その次です。その次は、要するに、「委員会は意見聴取等の調査を実施し、町長に意見書を提出することができる。」つまり、調査権を持っていますよということです。これはどうですか。よろしいですね。

(はいの声)

その次、諮問という言葉が出てきます。これは当然のことながら、限定された問題だからです。「推進委員会は、この条例の改正または…」つまり、改正をしたり、廃止する場合には、諮問をそういう方向で、諮問をされた場合はその審議を行いますと。町長に答申を出すということです。

それから、改正や廃止という非常に大きな変更ではない場合、軽微な変更、例えば、字句をちょっと変えたいとか、そういうことがあり得る場合、そういう場合については、意見書を提出するということです。

ちょっと問題は、町長が改正または廃止については、推進委員会に諮問しなければいけないのかどうかということが書いていないのです。もしかしたら、諮問なしでやっちゃう可能性があるのですけれども、それはいいのですか？この書き方だけですと、諮問しなきゃいけないとは書いてないので、バイパスが可能なのです。どうでしょう。

○山本拓委員 この改廃の条文の中には、「意見を求め」というのは出てきますけれども、これを「諮問」ととらえたらいいですか。

○富野委員長 そうですね。例えば、町長がこの条例を改正または廃止する場合は、推進委員会にその改廃に関して諮問をしなければならないと、可否について、そういうふうには書けば、当然改正や廃止する場合は、まず推進委員会でちゃんと議論してもらおうと、そういうことになるわけです。だから、そこをまず入れるかどうかと問題なのです。

そうすると、実はこの推進委員会の役割ってものすごく重いものがあるのです。つまり、言ってみれば、町民を代表して、そういうことを提案していいかどうかということ、ちゃんとそこで意見が言えるわけです。

ただし、諮問というのは尊重規定ですから、最終的に町長さんが諮問をしたとしても、尊重する必要があるけれども、どうしてもそれを守らなきゃいけないということはないのです。そういう行動になります。諮問しなければいけないと書いた場合、あるいは、なければいけないというより、実際の表現は、諮問するものとすると思いますけれども。

どうでしょう、ということです。どちらでも、制度的にはあり得るのです。一応、参考意見として聞けばいいということであれば、あまり、諮問することを前提だということを書かない方がいいのです。

例えば、勝手に改廃しては困りますよということがあるのだったら、やっぱり、きちんと推進委員会という機関があるわけですから、そこにまず意見を聞いて、それを踏ま

えて、議論に対応するということは当然あり得るわけです。だから、どちらにするか、それは考え方です。どうでしょう。事務局はどう考えているのですか。

○**細江総務主監** 事務局としましても、推進委員会にやっぱり意見を求める諮問をするということが前提なのです。

○**富野委員長** じゃあ、ちょっとそういうニュアンスを書いておけばいいのじゃないですかねえ。

○**細江主監** ちょっと、この4項と下とのかみ合いがちょっと。

○**富野委員長** そういう意味では、推進委員会は、だから諮問するのではなくて、町長がこの条例の改正または廃止をする場合には、推進委員会に諮問し、答申を求めるものとするということで書けば、そこは明確化になります。

○**西沢委員** 米原市の条例に書いているのですけれども、要望の変更とか、そういう意味が、条例上の内容自体が変わらないものは、軽微な変更として、この推進委員会にかけなくてもよくなって、内容が変わるようなものについては、かけるという形に書いているので、そういうふうにしていいのじゃないかと思うのですけれども。

○**富野委員長** いや、それは、本文に書かなくてもいいという意味ですか。

○**西沢委員** いや、ちょっとそのへんはわかりませんけれども。

○**藤田委員** 意見を求めるって、ただ意見を求めるだけであって、実行は町長がするのだから、意見がいいのか、悪いのかわかりません。可か不可か。推進委員会に諮って、それがいいのか悪いのか、はっきりと推進委員会でまとめて出すのですから。そうしないと、意見をまとめるだけであって、勝手にできるということ。

○**富野委員長** ですから、前半は改正または廃止については答申ですから、これは意見じゃなくて、要するに、推進委員会としての可否を明確にするということです。つまり、答えるわけですから。で、軽微の方については意見を言うと、つまり、それで改正することについて「いいのじゃないですか」とか、あるいは、逆に推進委員会として自由に議論して、「少しここを変えたほうがいいですよ」ということが言えると、そういう意味になっています。だから、改正および廃止については、推進委員会は自ら発議するのじゃなくて、町長さんが諮問して、初めてそれが起こるのですよという意味だと思うので

す。

そこをまとめちゃうと、町長がこの条例の改正または廃止をする場合には、推進委員会に諮問し、答申を求めるものとするという書き方をしているのです。なお、軽微な変更については、意見を求めるものとするというふうにしてしまえば、一応書き分けにはなるのです。まあ事務局の主旨が、基本的に、当然諮問するのだよねというのであれば、それはそういう書き方も明確になるのじゃないかと思うのです。どうでしょう。そういう書き方でよろしいですか。ここで、初めて、ここだけには諮問という言葉、だから使うわけです。ほかのところは自由に議論してもらってもいいですよということです。じゃあ、一応それでよろしいでしょうか。

○山本拓委員 先ほどの米原市で見れば、そもそも軽微な変更については、意見を求めなくてもよいということです。

○富野委員長 ここにはこう書いてありますが、事務局のご案内があったので、どうしますか。いちいち軽微で、こういう手続きは、本当を言うとめんどくさいと思う。軽微な変更って、例えば、報告だけでもいいのじゃないのか思うのですけれども。そこまで、だからこの本文に書かなくてもよくて、運用上の問題ですから。

○山本拓委員 時代と共に表現とか変わってくる場合がありますからね。

○富野委員長 そうですね。

○山本雅委員 ただ、米原市の基本条例を運用してどうやったかという文章が出ていますけれども、あれを見ますと、なかなかその今の解釈の仕方で戸惑っていると、なかなかうまく機能できていないという意見も、実際職員から出ているわけです。そうしますと、そのへんはある程度、今のところ事務局案のように、はっきり書いている方が、実際に有意義な運用をするときはやりやすいのかと、何でもかんでも解釈、解釈と思わずに、ある程度のところまでは、ここの文面にはっきりした方がいいのかなという気はするのです。その方が実際運用がしやすいのと違うかなという気はします。

○富野委員長 そうすると、今のご意見で言うと、軽微な変更については、この紙みたいな書き方でよろしいわけですか。

○山本雅委員 そうですね。

○富野委員長 諮問するまでもないという書き方で、よろしいですか。

○山本雅委員 はい。

○富野委員長 それぐらいにしておきましょうか。まず、答申を求めるものとする、諮問してですね。そういうふうにとめておいて、軽微な変更については、この限りではないという書き方ですかね。

私はちょっと、5はいるのかと思うのですけれども、これは実際やる場合は当然ですよ。だから、ほかのところでは書いてなくて、ここだけ書くというのは、何か特別な意味があるのかということなのではと思います。

○細江総務主監 さっきの住民投票のところも書いていませんね。ここだけです、削っておきます。

○富野委員長 じゃあ、5は抜かしていただくということで、一応、そこでまとめておきましょう。ありがとうございました。

最後、条例の改廃です。これは、住民投票規定を入れるということです。つまり、諮問をして、一応、可という意見、あるいは否という意見が出た人の、それを尊重したうえで、町長さんが条例の改廃についてどうするかということです。それが最後で、町長は、この条例を改正または廃止する場合には、推進委員会に意見を求め、町民投票において、その過半数の賛成を得なければならない。ただし、推進委員会が町民投票を不要と判断したとき、または軽微な変更についてはこの限りではない。

これはどうでしょうか。まず第1に、軽微な変更は元々ないので、これは書く必要はないのじゃないかと思います。改廃ですから、改廃は受ける変更であり得ないので、これはいらない。

推進委員会が町民投票を不要と判断するということって、これを書いちゃっていいのですか。どういう場合を想定されるのですか。これはちょっとやばそうな感じがするのです。だって、推進委員会というのは、町民全体を代表するのじゃありませんので、住民投票をやられて、そこで決めちゃっていいのですか、推進委員会。

○山本雅委員 これは9章の住民投票のところでは、この推進委員会云々ということは、やっぱり全然できていないのですよね。こここのところだけに、推進委員会が住民投票をやる・やらないのに権限を与えるとすると、この9章と辻褃が合わなくなってくる。

○富野委員長 これは、そういう意味じゃなくて、実は、要するに、この推進委員会が答申で、それで実際に発議するのは町長さんなのです。だから、住民投票規定の中の町長の発議に、これは実は入ってくるのです。推進委員会は、最終決定はできるわけではな

くて、要するに、答申を出して、それを町長さんも尊重する形で、実際は発議すると、こういう形になるのです。

○**山本雅委員** というと、今の4つ目のさっきの4のところ、諮問に対し審議を行い、答申を提出するとありますから、まあ言うならば、これは住民投票に諮った方がいいと思いますよとか、そこまでは言いませんよとかいうのは、もうここで、ある意味で方針として出せるわけですよ。

○**富野委員長** そうです、出せますけれども。ただし…。

○**山本雅委員** そうしたら、委員会で検討して、この内容に関しては、住民投票にかけた方がいいのと違いますかというのが、意見だと。だから、そういう答申は出せるということですから、こちらの改廃の方では、特にそれは書かなくてもいいかなと、あくまでも、発議は町長の考えで意見を聞いたうえで、町長の判断です。・しないは決めてもらうと。

○**富野委員長** ただ、日本国憲法でもそうなのですから、憲法改正は国民投票条項なのです。ということは、要するに、この条例は、特別な一番上位な条例だという、憲法的なものと考えた場合に、単に、改正する必要があるから、意見を聞きましたというだけで改正していいのかという問題があるわけです。やっぱり、町民の皆さんの総意を持って、わかった、それじゃ変えてもいいよと、そういう手続きがないと、条例自体軽くなってしまうということがあるので、多くの場合は、実はやっぱり町民投票、住民投票によって、過半数の賛成がなければいかんということが書いてある条例がけっこう多いのです。それで、この条例は特別な条例であるということを前提にして、そういうようになっていますけれども。

○**山本雅委員** 今の諮らなければならない。ここまですりいいと思うのです。そのあとの「ただし、推進委員会が町民…」、ここからがいらないと違うかな。

○**富野委員長** ねえ、どうなのですか。そこのところがちょっと、何かそれに意図はあったのですか。

○**細江総務主監** いえ、これの但し書きは、もう消していただいて。

○**富野委員長** いいですか。特に意図がなければ、いいですか。

○**細江総務主監** はい。

○**富野委員長** じゃあ、改廃、当然のことながら、町民投票が前提であると、ただ、それだけに、つくった以上は、そう簡単に改廃するのじゃありませんよと、そういう前提です。この部分は、もしかしたら議会の方からご意見が出るかも知れません。わかりませんが。じゃあ、一応、この市民の皆さんが参加されたこの委員会では、一応その過半数の賛成を得なければならないというところで止めておくと。
よろしいですか。

○**外川委員** すごい条例やな。

○**富野委員長** そりゃ大自治基本条例ですから、ありがとうございました。それじゃあ、一応、委員会における各条項についての全体の構成と、各条項についての議論はここで一応閉めさせていただきます。細かい字句の修正とか、整合性をとることについては、事務局にお任せするというので、事務局、よろしいでしょうか。

○**山田委員** 7章の町の責務のところ、少しあとで議論しましょうということでした。4項です。町についてのところです。

○**富野委員長** 4項ですね。

○**山田委員** 違いましたか。

○**富野委員長** これですね。4ですよ。

○**山田委員** 4だと思うのですが。

○**富野委員長** 失礼しました。最終的結論をこのところをやっておかなければいけないです。このところどうでしょうか。文案としては若干変えて、「町は、町民、町民団体、自治組織等の活動が有意義であるとみなせた時は」、これを言葉を変えるのでした。「有意義と判断した場合は、その団体を法人格と同等と認定することができる。」と、こういうことについて、案としてはこうなっておりますけれども、これでよろしいのですかということですよ。

最終的に、ここが結論を出さなければ、どうでしょうか。先進的な条項項目になると思いますので、ただし、ほかの自治体でも事例はありますということですから、特にここだけは日本で全国で初めてなんていうことではないので、法令条の問題とか、そうい

うことはないという前提で議論していただければと思います。実際、運用上で、町として問題があるかどうかということだけです。

もし、このままでいくとしたら、素直に読むと、まず第1に、有意義と認める用件は何なのかということ、それらの基礎となり、要項なり、あるいは、ある場合は条例の中で明記するという、そういうのが1つあります。それから、どういうものを、どういう事業やどういう施策を事業の対象とするかということについても、条例はそういうもので改めて規定するということが当然のことです。そのうえで、これを基本的に法人格がなくても、こういう条件だったらできる、できますよということ、条例等で別に定めて運用するということになりますので、その限りにおいて、ここに書いたものは全部対象ですよということにする必要はないのです。

要件は、やっぱりそういうのを決めなきゃいけませんので、そういうことで、私はあんまり心配ないとは思っているのですけれども、ただ皆さんが、この町の状況で、どう判断されるかということです。

○山本拓委員 これは、私は最初の議論に参加していなかったもので、有意義であるとみなす時はという表現がおかしいというふうに思いますけれども。

○富野委員長 いや、すべて、つまり法人格を持っているということです。町が、個人との契約になったり、町が個人に責任を負わせるという形になりますよね。そういう形も含めていいのですかということ、もう1回確認しましょうねということで、言葉の使い方自体は少し訂正しましょうということで済んでいると思います。

ただ、今までの町が別に個人を相手に契約をしたことがまったくないということはありません。当然やっています。例えば、農業者ともいろいろなところで、あるいは、補助金も個人に対して出している部分もありますし、そういう意味では従来もやっていることではあるのです。つまり、公益性や有意義なところは認められるかということの範囲を少し変えなきゃいけないというだけなのですけれども。

最後の1つで、どうしましょう。私があんまりいいとか、悪いとか言う立場ではないので、皆さんに言っていただかないと。

○村木委員 21条の4項と27条ですか、町民組織ということで、27条では、組織をつくりとなっています。こっちの4項の町民というのがあるのですけれども、この町民というのは、何といても個人を指しているわけではないのですか。

○富野委員長 基本的には個人です、町民といった場合は。だから、通勤してこっちへいらしている方とかそういうことも含めて町民ですね。

○**村木委員** この27条自体も、組織を支援すると。組織に事業を委託するというようなことととっていると思うのですが、そのへんは別に関係ないですか。

○**山本雅委員** 当然、27条は個人単位でそういう組織をつくろうという動きを当然してかまわないのですから、それを保障するというのはあるわけですね。今の7章の4は、相手が法人になる場合、何人か以上の、いわゆる団体でないと認められないというのではなくて、ある一定した一人の個人でもかまわないわけです。

○**富野委員長** 社会的有意義な活動をしている場合は支援してもいいじゃないですかという意味ですね。そこも含めて。なぜかと言うと、法人格がないときに、結局、団体であっても個人が責任を負う形になるということを考えると、まあそこまで含めていいかもしれないとことがあるかもしれないです。それが、それぞれの町の判断ですから、皆さんが、どこでということをお願いできれば、ですけども。

○**山本雅委員** 結局は、一番この21条の4項が言いたいことは、法人格って、誰でも簡単にとれるのです、本当に、でたらめでも何でも紙を埋めたら、100%取れるのです。本当のこと、いいかげんな書類でもね。それでいいかげんな法人もたくさんあります。それよりは、法人ではないけれども、本当に町のために一生懸命活動している個人、団体そちらを、多くの活動を認めて、そちらに支援する方が、当然町全体の利益になるわけです。町民の利益になるわけです。

ですので、ここで法人格としてしまうと、みすみすそういった利益を失っていつていると。言うなら逆に言ったら、金儲けに利用されているというようなこともあり得るわけなのです。希望が丘のように、正直言いまして。あれもだいぶ昔に、法人格ということがあって、やってみたら、何か変わったかと言えば、何も変わらない。それを受けたところだけが、毎月確実なお金が入ってくる、潤っているというようなことにしかなくていない実情があるわけです。ですので、本当に保育園に関しても、未認可保育園はたくさんありますよね。けれども、本当に一生懸命子どもを守り育てているということを一生懸命やられている方もたくさんおられるわけです。やっぱり、そういったところを支援するというのが、やっぱり行政としては必要ではないかと思う。支援するときに、お宅は法人格を持っているから支援させてもらいます、あんたは本当に一生懸命やってもらって周りの人に感謝されているのはわかりますけれども、法人格でないので、町としては支援できませんというのはおかしいであろうというのが、この考えです。

○**山本拓委員** そうしたら、そう書けばいいのじゃないですか。法人格という言い方をしなかったらいいのじゃないですか。契約の相手方とできるということを書けばいいのと違いますか。

○**富野委員長** そうすると、最後の方は、法人と同等の支援をすることができるとか、そういうことでいいですか。

○**山本雅委員** そういうことですね。

○**富野委員長** 法人格を認める必要はないわけですね。

○**山本雅委員** ではないですね。

○**富野委員長** でも、責務ですから。できる条件が本当はおかしいのだな。町は、町民、町民団体、自治組織等の活動が有意義であると認定した場合には、その団体等に対して法人と同等の支援をしなければならない。あるいは、するものとするとかです。責務となると、何かそういうことしたらできるでは、責務にならないので、「するものとする」が一番いいのでしょうか、こういった書き方では、責務とかは。

○**村木委員** そこまで行かないほうがよろしいでしょう。

○**富野委員長** いいですか。

○**村木委員** 認定することができるで。

○**富野委員長** 認定しなければいけないです。認定すると、手続きや中身を一応別に定めなければいけないです。

○**山田委員** 先ほど言っていましたように、有意義であるとみなせた時というのは、有意義を認定した時。

○**富野委員長** 有意義を認定した場合です。つまり、認定する内容とか、別枠で定めなければいけませんから、そう書いた場合です。いかがでしょうか。じゃあ、時間がだいぶ経ってしまいましたので、皆さん、反対ということはあまりないようですので、どうでしょうか、今のまとめ方、もう一度読みます。

町は、町民、町民団体、自治組織等の活動が有意義であると認定した場合には、その団体等、等を入れます、その団体等に対し法人と同等の支援をするものとする。具案としたら、そういう具案になります。今の皆さんの意見をまとめると。

○山本拓委員 有意義の前にまちづくりに有意義ということを行わなくてもいいのですか。

○富野委員長 そうですね、それを入れましょうか。

○山本拓委員 まちづくりに意義がある。

○富野委員長 じゃあ、まちづくりに有意義であると認定した場合には。

○山本雅委員 認定がいいのか、判断がいいのか。認定というと、また別途認定制度があるのかなど。

○富野委員長 いや、それは制度はいると思いますよ。やっぱり、公共の支出になりますから、認定しないとまずいのじゃないですか。要するに、みなしNPOとか、そういう感じで延長しているということです。

○山本雅委員 では認定ですね。

○富野委員長 これは、認定しないとまずいと思います。

○村西町長 地方公共なら、横から刺し挟んでどうかと思いますけれども。自治体が認定した場合、法的には法人とみなされませんので。

○富野委員長 それは、そうです。

○村西町長 契約がしてあっても入れないし、登記もできないし。

○富野委員長 ただ、ほかの自治体では、法人格をもたなくても契約をやっているケースがあるのです。自治体としてです。当然、登記はできません。それが第1です。

○村西町長 地縁団体なんかは、必ず自治体は、法的に地縁団体を認めると法人格を与える。法律が保障しますから。

○富野委員長 そういうところは、法的な存在ではない部分をどうするかという問題なのです。今議論していますが、町民の皆さんの活動を活発にして、町に対するいろいろなサポートができるように、そういうことを町がどうやって認定して支援していくかというそういうことを今議論しているわけですから。

一応、それじゃあ、そういうまとめ方でよろしければ、そうさせていただきます。

(はいの声)

どうもありがとうございます。それじゃあ、これですべての項目について、一応整理できました。休憩にいきたいのですが、もう時間がこういう時間でございますので、今日はデスマッチということになっていきますので、前文を、いよいよ最後の仕上げで前文を議論させていただきます。町長さん、お忙しいと思うのですがけれども。

○**村西町長** 大丈夫です、昼間では、時間をとっていますので。

○**富野委員長** あと前文を残すだけでございます。

○**村西町長** まだ前文があるんですか。

○**富野委員長** はい。それでは、前からお話していただきましたように、前文ですね。この条例の趣旨を明確にし、まちづくりの指針として、機能させるために、皆さんの意見をまとめた前文をつくりたいというふうに思います。それで、いくつか案を出していただいています。これを皆さん、すでに読んでいただいていますよね。大丈夫ですか。どうですか。読んでいただいていますか。

一つひとつ読んでいるとけっこう時間がかかるので、ちょっと提案された方に、一言ずつでもけっこうですから、こういう思いでという部分をちょっと言っただけならばと思うのですがけれども。まず、松浦さん。

○**細江総務主監** 今日は松浦さんは欠席です。

○**富野委員長** そうですか、藤田さんはどうですか。藤田さん、前文のちょっと一言、説明までしていただかなくてけっこうで、こういう思いだというのがありましたら。

○**藤田委員** だいたい私は今まで、町にも関与しまして、農業関係でも関連してましたので、やはり昔からの文化等を、やはり自分でも身につけておりますので、そういう思いを書かせていただいたということです。

○**富野委員長** わかりました。ありがとうございます。山田さん、どうですか。

○**細江総務主監** 午前中ということで退席されました。

○**富野委員長** 残念。それじゃあ、近藤さん、どうでしょう。

○**近藤委員** 私も合併して、つくっていく条例ということで、1つの愛荘町、旧の秦荘と愛知川とが合併したという、そこらのやっぱり合併については、地域的なそういう部分もやはりちょっと流れとしてあったほうがいいなということで、はじめにそういうのを入れて、あとはやはり、まず自治ということで民主的、主体的に、ともに手を合わせて、力を合わせて協働でまちづくりをしていくということがやっぱり大事だというそこらを、自主自立の理念というそこらの強調をしながら、安心して住み続けるという、そのあたりをすごくアピールしたいなということです。

○**富野委員長** すいません。前川さん、いかがでしょうか。

○**前川委員** はい、私の場合は、同じことの繰り返しみたい、箇条書きに書いた場合、なっていましたので、米原のほうを見させていただきながら、1つずつまとめてみました。

○**富野委員長** わかりました。その次が、山本雅さん、どうぞ。

○**山本雅委員** 特に言いたいことは、下の強調したいことです。自ら決定するということ、持続的発展、自由と平等、教育の機会、これを強調したいということです。

○**富野委員長** はい、ありがとうございます。森野さん、どうでしょう。

○**森野委員** 愛荘町の個性となるものとしては、自然の豊かさと、大事にしたいこととかは、人とのつながりです。あと強調したいこととしては、行政と住民と企業との協働。将来像、夢については、国際色豊かな町になればいいなと。

○**富野委員長** 西澤さん、どうでしょう。

○**西澤委員** うまく文章にできなかつたので、ちょっと箇条書きになっているのですけれども、最初に、残したいものとか、課題とかということから、やっぱり残したいものというのと、この条例をつくっている理由というのが、今後の愛荘町の発展をということなので、それをちょっと入れられたらなと思いました。

○**富野委員長** 野々村さんは？

○**細江総務主監** 欠席です。

○富野委員長 今日はお休みですね。わかりました。

皆さん、お読みになって、だいたいすごく似ているところと、それぞれのご意見とあるということがあると思うのです。基本的には、この町がどういう町であるかということについては、かなり共通認識で自然が豊かであるとか、歴史がこうであるとか、そういうことがあると思うのです。

それと、やっぱり、自分たちの自立したまちづくりをどういうふうに進めていくか。あるいは元気なまちづくりをどういうふうにつくっていくかと。そういうところを、やっぱり書き込みたいというところです。その中身として、例えば、持続型の社会とか、協働であるとか、あるいは市民参加でやっているという、そういうことも書き込んだとか、そういうことだと思のです。

実は、ちょっと私、皆さん全員のを読ませていただくのもあったのですが、ひとつ提案があって、というのは、愛荘町は町民憲章をもっていらっしゃるわけです。町民憲章を、全然忘れてしまって、この前文をつくるかという問題が1つあると思うのです。1つの考えとして、やっぱり町民憲章というのは、それなりにその時代に、つくった時代に、やっぱり皆さんすごくがんばってやられて、議会と町民の皆さんでつくってきたものですね。それを読むと、けっこう同じような内容なのです。

だから、町民憲章をまったく否定してしまったり、消してしまったりするのじゃなくて、町民憲章をどうやって継承していくみたいな、あるいは町民憲章で書いたことを、さらに我々としては、こういうことを今後展開していきたいみたいな、そういうつながり、流れを一定程度、想定しながらやっていくと。非常に今までやってきたことを、つまり努力してきたことを、これから我々は、この自治基本条例でさらに発展させていただきたいというところも、うまくつながってくるのじゃないかという思いを、ちょっと私なりに思ったのです。

改めて読むと、なかなかそういう意味では、実はこの町民憲章というのは、あんまり愛荘町そのものが生に出てきていないのですけれども、でもやっぱり基本的な認識としては、この町にとってすごく大事なところだなということなのです。そういうことで、前文としては、町民憲章を取り入れて、私たちはこういう町民憲章をもってやってきましたと。それを合併した町として、さらに発展させていくために、この自治基本条例をつくっていくにあたって、こういうことをさらに力を尽くしていきたいのだと、そういう書き方であるのじゃないかなと、ちょっと思ったのです。

そういうことで、ちょっと私から提案するのはせん越ですけれども、1つの考えとしては、そういうような時代的な継承も含めて、私たちが継続してまちづくりに、これからもやっていくのですよと、1つの証として、町民憲章を引用して、一部、もちろん一部です。引用したうえで、こういう実際皆さんから提案されたものを盛り込んでみると、そういう形であるのじゃないかなと思いました。それについては、ご意見どうですか。

これは、単に私が外の間人として、せつかくこういうものがあって、今までやってき

たことを、無にすることもないのじゃないかなと、ちょっと思ったものですから、少しそういう考えをもったのですけれども。どのようなものでしょう。

○**近藤委員** 私はちょっとこの前文を考えていくときに、すごくそういう町民憲章もあるし、基本的にそういう整合性というか、そういうものは必要であるというのをすごくそれを一番に思っていましたので、ちょっと自分もメモっているのですけれども。それから、総合計画もすでに冊子でできていますので、そういうものとの整合性というのかな、そこを思っていました。

○**富野委員長** いかがでしょうか。

○**前川委員** そうですね、町民憲章をなるべく崩さないようにという感じで、私は考えたつもりだったのです。じゃないと、ちぐはぐになってしまっても困るのじゃないかなという形で、使わせていただいています。

○**富野委員長** そうすると、つまり、町民憲章をどのような形で織り込んで、その展開として、こういうことを認識しますという、そういう書き方にするのか。あるいは、町民憲章があるので、それを受けた形で、町民憲章を直接引用せずに、つくっていくのかという、そういう選択です。

皆さん、やっぱり、町民憲章を意識されたのは、前文を考えられたときとかあるようですので、そのあたり、どうしましょうか。

この町民憲章は、合併したときにつくられたのですか。

○**細江総務主監** 合併してからです。

○**富野委員長** そうですよ。だから、1つの書き方は、愛荘町は2つの町が合併して生まれた町です。その合併したときに、将来の発展を願って、こういう町民憲章をつくりましたと。そういうことにやってきたのを、さらに持続的に、さらに中身を充実して、町民全体がまちづくりに参加することを目的にして、これこれこういうことを、さらに進めていきたいということで、この条例をつくりました。という書き方が1つあると思うのです。そうすると、町民憲章がかなりストレートに、生きた形で、議会の皆さんも非常にそういうのがわかりやすいことはあると思います。

そうすると、皆さんに書いていただいた文も相当の部分が、実はここへ吸収されて、ここに書いていない文や、あるいは、現代社会で強調しておきたいところを中心にして前文、それプラス前文をつくっていくと、こういう形になるのですけれども。

どちらがいいですか。

○**藤田委員** 私も、町民憲章を重要視しています。だから、最後にこう入れたのです。これをやってくれたらいい、やっぱりこれをやったらいいなと、わかってほしいです。

○**富野委員長** そのときに、やっぱりいろいろな思いがあったり、プロセスがあったわけですから、何とか生かしたいです。それじゃあ、皆さんのを読ませていただいて、まず、この町はこういう町ですという、自然的環境とか、歴史的環境について、多く書いてありますよね。そこをまず最初に、つまり、愛荘町ってこういう町ですと、それを書いてから、合併によって、この町とこの町が合併してできた町で、そこで、共通のまちづくりの方向性を受け継ぐために、町民憲章が定められましたと。こういう町民憲章になりましたと。

私たちは自治基本条例をつくるのにあたって、その町民憲章に掘り込まれたまちづくりの方向性を受け継ぎつつ、さらに将来の発展と、持続的なまちづくりに向けて、以下のような自治基本条例を定めて、町の発展と住民の豊かな生活のために、条例をつくりましたとか、そういうまとめ方にさせていただく。

もし、この町民憲章をそのまま使うのでしたら、そういう形になるわけですがけれども、どうでしょうか。これは、これだけご意見出ていますから、全部まとめていくのは難しいので、一応、ここでそういう方向性だけ、もしよろしければ、それで少しまとめたものをつくって、持ち回りで皆さんのご意見を聞いて、最終的にまとめていくということがあるのだと思うのです。やっぱり、どこか1本の案にまとめないと、なかなか議論が進まないと思うのです。

ですから、議論の方向性として、これをガッツと皆さんの意見をまとめて1本にしていくやり方と、それから、町民憲章を軸にしてまとめてやるやり方がありますので、その方向性だけちょっとご意見いただいたうえで、前文の最終案を事務局と私もちょっと調整させていただいて、後ほど皆さんにお示ししてうえで、持ち回りでご意見を伺って、それをまた総合的にまとめをしていけばと思いますけれども、どうでしょうか。それについては、じゃあ2つの方向のどちらがよろしいでしょう。

○**藤沢委員** 町民憲章を軸にして、いろいろ書いておられるのを、その中に盛り込んでいくような、はい、まとめでという、そういう方向でいいと思います。

○**富野委員長** それでよろしいですか。ほかにご意見は、よろしいでしょうか。

(はいの声)

じゃあ、方向性としては、今のお話で、町民憲章をやっぱりきちんと織り込んで、そのうえで、今私たちが前文で書きたい思いを盛り込んだものとしてまとめをつくると。これはあくまでも案でございますので、皆さんのご意見を、改めて持ち回り、持ち回り

じゃないな、回覧させていただいて、ご意見をいただいたあと、最終案にまとめていくと、こういうプロセスで、やらせていただきたいと思います。

本当は最後まで全部議論をしながらやりたかったのですがけれども、ちょっとそこまでは難しい、現状では難しいと思いますので、そういうまとめ方でお願いしたいと思います。

事務局、それでよろしいですか。

○山本雅委員 私が思ったのは、前のこの前文を考えると、「大きな特徴」と「大切にしたいこと」と「将来像」と「特に強調したいこと」です。今の憲章は、ここで言うと将来像の部分だけしか入ってこないのかなと。

○富野委員長 特徴については、踏まえてはいるのでしょうかけれども、それは出ていませんから。

○山本雅委員 だから、逆にこれを入れるとしても、将来像のところしか入れてこれられないのかなという気がするのですけれども。

○富野委員長 入れ方は、いくつか考えられますが、ちょっとまだそこまで具体的にイメージがないのですけれども。憲章という点から考えると、要するに、こういう町民憲章でやってきましたというところを、まず頭に置いた方がよくて、そのうえで、じゃあ、今やるとしたら、こういう特徴で、こういうふうに持っていったというのも1つのやり方かなと思うのですけれども。

たぶん、町民憲章を引用するとしたら、今までやってきたのがまちづくりで、これがんばってきましたねと、まずお互い認めあうというところからやったほうがいいような気がするのですけれども、そういう目標に向かってがんばってききましたと。

ちょっと案をつくってみますので、その中でご意見いただいていたいいですか。

じゃあ、すみません、今のご意見も踏まえて、3つのメイン点がありますので、そういうことを調整しながら、案をつくらせていただくということで、もちろん、構成も含めて、皆様のご意見をきちんといただいたうえで、まとめていくということは前提でございますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

では、それでは一応、この委員会は、最終のような、少し残りしましたがけれども、会合としては、ここで取りまとめということで、本当に皆さん、長いこといろいろ議論をさせていただいて、私も大変勉強になりましたし、皆さんの思いを、多少なりともこの中で整理できるようになったら、私としては大変幸せだというふうに思っております。本当に、皆さん、いろいろなお話をさせていただいて大変私も勉強になりましたし、いろいろな意味で感銘を受けさせていただいたことを、最後に申し上げて、お礼の言葉とさ

せていただき、どうもありがとうございました。

○**細江総務主監** 一応、そういうことで、今日はもう最後ということで、一番最初にお願いさせていただきましたように、この検討委員会で自治基本条例、一応もうほとんど条例に近いものをつくっていただいたのですけれども、やっぱり委員会として、町長に提言をしていただきたいなという、提言書という形で渡していただくところを。

○**富野委員長** ですから、委員会としては、議論の会合は一応これで終わりにしますけれども。

○**細江総務主監** はい、わかりました。

○**富野委員長** 最終、ご質問いただいているわけですから、それは皆さん、できるだけ参加していただいて、お渡しするときは、町長さんからもいろいろなご意見があるかもしれないし、それはそれで別にやらせていただくことだと思えますが。

○**細江総務主監** 一応、そうしたら、ちょっと時間回りましたけれども、今日は町長に出させていただきましたので、今までのお礼を兼ねまして、ごあいさつをさせていただきます。

○**村西町長** 昨年の2月6日以来、ちょうど1年、本当に11回に渡って真剣にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。論議いただいた各委員の皆さん、本当にありがとうございました。

これからのまちづくりは、やっぱり地方分権、新しい政権は地域主権というような言葉でやっておりますけれども、まさしく、この自治基本条例がこの町にとって1丁目1番地という言葉は最近よく言われるのですけれども、新しいまちづくりの1丁目1番地、これからスタートというようなことで、大変格調の高い、今見せていただきましても本当に先進性のある条例案をつくっていただきました。本当にありがとうございます。

これからのまちづくりは、もう今は、それこそ地方分権の中で元気な町は、この住民がその持てる力を発揮していただける、そういう仕組みをつくらないと、地域拡散が拡大する、それぞれの町の存続すら難しくなってくる。今までのように、どこへいっても、国や県の主導によって、それこそ金太郎あめのまちづくりでなしに、こういった独自のまちづくりをしていくためには、こういう自ら協働でできる町を築いていく基本理念をしっかりとみんなが持つことが大事かなと思っている次第でございます。

この住民投票のことにつきましても、しっかりと書いていただけたようでございます。つい最近の新しい情報では、政府も新政府も、この住民投票法案を出すと、こんな意気込みで、つい先日の主要新聞に出ておりましたけれども、次期の臨時国会で法案を提出

するというようなことで、すぐに成立するとは感じられませんけれども、この案は、自治体に住民投票条例の制定を義務付けるというような法案になっているようでございます。こういう時代でございますので、住民投票の議論を国でもかなりこれから真剣に議論されていくのではないかとこのように思っておる次第でございます。職員それから町民の皆さん共々にこの議論を長くやっていただきましたおかげで、徐々に自治基本条例というのはどういう概念で、なぜつくらなければならないかといったことが、浸透してきたのではないかとこのことを思っている次第でございます。

前文につきまして、最後に議論をいただいたわけでございますが、委員長とも十分皆さん方のご意見を斟酌^{しんしやく}しながら最後まで作りあげていただきたいと思っておる次第でございます。

また、まとめましたら、委員長から提言もいただいて、新しい、今度は第2ステージにつきましても、町長あるいは議会議員の選挙がありますから、新しい議会、新しい町長で、自治基本条例の制定を施していきたいと思っている次第でございます。本当にありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

○富野委員長 それでは事務局お願いします。

○細江総務主監 それでは、大変長時間ありがとうございました。

一通りいろいろ意見をいただいたのですけれども、最終的には前文も含めまして、もう一度、事務局と先生の方と突き合わせをさせていただいて、そして、また皆さん方に連絡をさせていただこうというようなことで、進めさせていただこうと思っております。またよろしく願い申し上げたいと思います。時期的な話になると。

○富野委員長 私の方は、一応前文の案を調整しなければいけませんので、どうでしょうかね、1ヵ月以内ぐらいで、調節ということでどうでしょうか。皆さんにお渡ししてご意見いただかないといけないので、1ヵ月ぐらいかかるのじゃないですか。どうでしょう。遅すぎる？

○細江総務主監 いいえ。

○富野委員長 ああ、そっちが忙しい。ですが、私はそういう体制でできますけれども、あとはそちらの体制でどうですかというだけですから、それは決めていただければいいですよ。

○細江総務主監 年度、またぐことになると思いますけれど。

○富野委員長 わかりました。

○細江総務主監 選挙がございますし、そのあと、新議会ということで、議会の方も会期が長くなりますので、それと新年度予算の関係ですので、3月は。

○富野委員長 それは、もちろん、そちらの事情があるのでしょうか。

○細江総務主監 3月いっぱいぐらいかかると思います。

○富野委員長 わかりました。

○細江総務主監 一応、その点、またちょっと4月に入るかなと思いますけれども、ひとつご理解いただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

大変本日は長時間にご議論いただきまして非常にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。どうか今後ともよろしく願い申し上げます。それでは、以上で終わらせていただきます。ご苦労さまでございました。

○富野委員長 どうも、皆さんご苦労さまでございました。どうもありがとうございました。

○各委員 ありがとうございます。お疲れさまでした。